

日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER

PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第 21 卷第 3 号

2015 年 4 月 25 日

もくじ

- 巻頭言「それぞれの戦後は交じり合うのか」我部政明（第 21 期副会長） 2
- 2014 年度秋季研究大会概要 4
- 分科会報告 10
- 地区研究会報告 21
- 地区研究会からのお知らせ 21
- 編集委員会からのお知らせ 21
- 企画委員会からのお知らせ 22
- 平和教育プロジェクト委員会からのお知らせ 22
- エッセイ 平和研究あれこれ 24
- 日本平和学会第 21 期役員一覧 25
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 26

巻頭言 それぞれの戦後は交じり合うのか

我部政明（第21期副会長）

私たちは戦後70年を迎える。アジア太平洋地域で日本の引き起こした戦争によって被害を与えた周辺諸国と、りわけ中国や朝鮮半島の人々に対して、日本人自らが反省と将来に向けた決意を確認するときである。戦勝国となった連合国、特に戦後世界をかたち作った米国も、また日本の戦後70年に注目する。日本人にとっての「戦後」とは、明らかに1931年以降拡大し、1945年に敗北した「戦争」の「後」に続く現在までの時代である。日本人とそれ以外の人々にとって「戦後」は同じではない。それでも、人々にとって時代を画する戦争がある。その戦争の反省に立ち、教訓を学ぶのである。

Loochoo (Ryukyu) へのまなざし

この戦争の後、日本人の多くは生命や財産を奪われた周辺の国々の人々との間での和解を取り結ぶべき努力を続けてきたと思う。また、これら周辺の国々の人々も、日本人との和解を進めてきた面が多々あると思う。そうした努力が国境を越えて重ねられてきた割に、戦争に至る過程、戦争そのものの歴史の解釈をめぐって、現在の政府間関係は悪化しているといえるだろう。

今年の2月、英国の国立公文書館を訪れる機会があった。そこで、興味深い文書を見つけた。そのタイトルは「琉球諸島：戦後にあり得る中国の請求」、1942年4月8日に作成され、A4サイズで9枚だ。ここでは琉球がLoochooと表記され、括弧内でRyukyuと記されている。琉球をめぐる地理的な位置、自然環境、歴史を述べた上で結論として、この文書は、日本の敗北後に中国は条約上未決着の琉球の領有権問題を取り上げるかもしれない、と指摘する。

現在でも、中国の研究者のなかに、琉球の所属は未決だとする見解があり続けている。尖閣国有化以降、中国で広まった反日デモで琉球奪還と記されたプラカードが掲げられた、と報道された。蒋介石は、1943年11月の対日戦争のためにカイロに集まった米英中の首脳会談において、琉球について日本が武力で獲得した領域だと指摘していた。ここでいう琉球とは、現在の沖縄県に含まれる地域である。

琉球王国は1373年に明朝との朝貢関係をもち、中国との貿易を軸にして日本との貿易を拡大し富を得た。しかし、1609年に島津家薩摩の征服を受け、奄美諸島の薩摩への割譲を余儀なくされた。薩摩の監視下のもとで中国との朝貢関係は維持された。19世紀に入り、欧米の船が琉球を訪問するようになり、琉球の港湾へのアクセスを求めた米、仏、蘭との間で条約がそれぞれ締結された。薩摩や長州を基軸として明治維新が行われ、領域支配に基礎をもつ主権国家・日本が誕生した。

遭難して台湾に着いた沖縄人が1872年に虐殺されたことを契機に、日本政府は琉球の人々が日本人であり、琉球は日本領であることを主張し始める。それに対し、中国は琉球の日本領有に異議を唱えた。この問題は、アジア訪問中の前米国大統領グラントの仲介を受けて、日中間の外交交渉のテーブル上に置かれた。朝鮮半島での日清戦争が1894年に勃発し、翌1895年の下関条約で台湾の日本への割譲が決まる。結局、琉球の所属交渉が停滞、そして削減する間に、日本の琉球併合の実質性が浸透していった。

つまり、同文書によれば、琉球の所属をめぐる日中間での確認は一度もなされていないため、消滅した交渉に

て提案として登場した琉球の一部領有を主張するかもしれないというのだ。今後、もし中国がこの主張をおこなったならば、日本は1872年以降の主張を繰り返して日本領有を正当化するだろう。

戦場から始まる戦後

中国の主張や日本の領有主張の根拠も、21世紀の私たちには、時代錯誤のように映ると思う。なぜならば、琉球の人々を抜きにしてその地域の所属が決まることはあり得ないからだ。私は、琉球（沖縄）の人々が、自ら望む限りにおいて、自らの帰属を決める権利を保有していると思う。いわゆる民族自決権だ。だから、この人々が日本への帰属を要望し、日本人が受ける入るとき、日本の呼ぶ沖縄（琉球）が日本の一部となるのである。日本への帰属要望が「戦後」の沖縄において展開した結果が、現在だと考えている。

沖縄の「戦後」は、沖縄戦の戦場の延長として始まった。日本が敗北を受け入れる前に、沖縄島とその周辺小島での組織的戦闘は終了する。戦闘は時間とともに場所を変えていくため、沖縄戦の終了つまり人々にとっての「戦後」は、これらの地域全体を包みこんで同時に始まることはない。米軍の軍政は、琉球諸島（奄美を含む、沖縄、宮古、八重山などの諸島）に4月から10月までに拡大していく。とくに地上戦闘の主要な戦場となった沖縄島は、戦闘が終わったとき、すべてが米軍の占領地域となった。占領地域の一部に、非戦闘員だった民間人が収容された。米軍の占有する地域つまり基地の境界線が明確化される過程で、この島の住民たちが収容所から出て生活できる空間が出来上がったのだ。沖縄戦以前に住んでいた空間へ戻れた住民は、その土地を基盤にして生活の復興が可能となった。戻るべき空間が米軍基地となった住民は、沖縄内をさまようことになる。ときに、沖縄島から他の島あるいは海外へ移民として送り出された。

問われる日本の戦後

なぜ沖縄に米軍基地が置かれ続けてきたのか。日米双方が、その関係を維持するために必要とされる米軍基地を沖縄に集中化させてきたからだ。いわば戦後日本の繁栄が日米関係に基礎をおくとすれば、その日米関係の基礎は日本にある米軍基地であり、その米軍基地を引き受けさせられたのが沖縄の人々であった。確かに沖縄の米軍基地は、沖縄戦以降一貫して減少してきたのは事実だ。とはいえ、日本の米軍基地に比較すれば、その密集度は極端なほどだ。また米軍の必要性によって基地の拡張ないし新規建設が行われてきた。その拡大に対する人々の抵抗の一つが、1950年代の島ぐるみ闘争である。そして、1995年に起きた米兵による少女レイプ事件を契機に高まる米軍基地への人々の不満を宥めるため、日米両政府は基地負担の軽減措置として普天間飛行場の県内移設を決めた。その移設は、辺野古での新基地建設となったために、沖縄において米軍基地の拡大へ反対が、再び噴き出した。

こうした歴史的な背景をもつ沖縄を、日本人は日本の一部として扱ってきたのだろうか。この時点でも、現在の政権は沖縄の要求を無視して、辺野古で新基地建設を進める。その行動や態度は、傲慢であり、沖縄蔑視である。

日本の戦後とは異なる道を歩んだ日本周辺の人々と同様に、沖縄の人々も日本人との間で「戦後」を共有してこなかった。沖縄の戦後が、朝鮮半島の戦後とも、中国の戦後とも異なっていることも事実だ。日本人が行うべき和解は、中国や朝鮮半島などの周辺アジアの人々だけ

でなく、日本の施政権下にある人々とも行うべきときを迎えている。日本政府は、沖縄（琉球）と日本との間の歴史問題を浮上させる深刻な事態を、沖縄で引き起こしている。日本人はどうするのだろうか、沖縄・琉球や日本周辺の人々は注視している。

2014年度秋季研究大会概要

大会テーマ：日本は一体どこに向かおうとしているのか——3・11後の日本の進路を問う

部会1（開催校企画）「戦争とファシズムの時代状況を問う」

パネリスト：石原昌家（元沖縄国際大学）

前田朗（東京造形大学）

熊野直樹（九州大学）

木村朗（鹿児島大学）

石川捷治（久留米大学）

開催校企画・ラウンドテーブル「戦争とファシズムの時代状況を問う」は、会員だけでなく、学生、市民の参加をえて教室をほぼいっぱいにして開催された。

まず4人のパネリストから発言がなされた。

石原昌家会員は、「外国からの脅威より日本国家の脅威に直面している沖縄」をテーマとして、安倍政権の目指す国家防衛の南の最前線が、南西諸島に位置づけられており、いまやその巨大軍事要塞として辺野古新基地建設になりふり構わない挙に出ている。安倍政権は「日米合意」を錦の御旗にして、ゆくゆくは、自衛隊（自衛軍）の強固な軍事基地として使用することを目論んでおり、「普天間海兵隊基地閉鎖」を「人質」にした形で、建設を強行しつつある。「軍事植民地」沖縄の深刻な状態が国民に共有されていない。戦争国家の「リハーサル」や沖縄戦の再現を思わせる事態だが、これを「オール沖縄」の力ではね返したいと結んだ。

熊野直樹会員は、「『管理ファシズム』論と現代日本政治」をテーマに、現代日本政治を「管理ファシズム」と「ファビオ・ファシズム」という概念によって分析した。想田和弘氏が「熱狂なきファシズム」と規定し、その原因を「消費者民主主義」にもとめているが、それは戦前期に具島兼三郎が唱えた「ファビオ・ファシズム」に該当するという。自由民主主義体制が内部から崩壊的に、合法的にファシヨ化していく現代政治に応用可能とする。そして熊野会員は、「危機予防論」としてのファシズム論（現体制のファシヨ化の度合い、危険度を診断する）を提起した。その上で、安倍政権の下「管理ファシズム」が崩壊的に進行していると指摘した。

前田朗会員は、「グローバル・ファシズム下のヘイト・スピーチ状況」をテーマに、(1) 排外主義とヘイト・スピーチを噴出させている日本が、世界史的レベルにおいて、いかなる局面に位置しているのか。(2) 「慰安婦」に対するヘイト・スピーチ現象が、その局面において果している象徴的役割は何か。(3) いかなる対処が求められているのかを論じた。ヘイト・スピーチの社会的背景としては、東アジアにおける政治的緊張、日本の「大国」からの滑落などがあるが、現在の排外主義とヘイト・スピーチは、かつてのファシズム期の日本軍国主義と現在のグローバル・ファシズムとをつなぐ位置にあり、「慰安婦の嘘」処罰立法の提唱が不可欠であると結論づけた。

木村朗会員は、「忍び寄るグローバル・ファシズムの影」をテーマに、現在の日本の状況は、「グローバル・ファシズム」の台頭により新たな戦争の危機に直面しており、メディア・司法・国民意識（集団同調主義的傾向）・集团的自衛権（政府解釈変更）など、反動化過程

の諸相を「開催校企画」の趣旨を敷衍する形で全体的な整理を行った。その上で、今日が戦後最大の岐路にあると強調した。

パネリスト及び会場からの討論において明らかになったのはつぎの通りである。

(1) 〈企画趣旨〉（予稿集30ページ）にある、「これはまさに『グローバル・ファシズム』ともいえるような状況が生まれているといっても過言ではありません。本部会では、このような戦争とファシズムの新しい時代状況を私たちはどのようにとらえたらいいのか、またそれはいかにして対処すべきなのか、をパネリストだけでなく会場におられる参加者の皆さんと一緒に考えていきたい」に沿って討論は行われた。

(2) パネリストはいずれも『21世紀のグローバル・ファシズム——侵略戦争と暗黒社会を許さないために——』（耕文社、2013年）の執筆者であり、この本においても語りつくせなかった1歩踏み込んだ議論を聞くことができた。（特に前田会員）

(3) ファシズム概念をめぐる議論について

(ア) これまでも戦後民主主義を擁護・発展させようとする側から「戦争とファシズム」への警戒がくり返しなされてきたが、それと異なる今日的な新しさの特徴はどこにあるのか。世界規模での「戦争国家・警察国家化」の動きで十分なのか。（熊野会員の問題提起）

(イ) ファシズムは、古代から存在した軍国主義や帝国主義と異なり、第1次世界大戦後出現した新しい現象である。「大衆の時代」を背景とするだけに、大衆の情念、なかでもその劣情を組織した極反動の思想・運動・体制であった。いうまでもなく1930～40年代それがつくりあげた日独伊などのファシズムは民主主義を否定し、管理・監視の人民支配と世界再分割を目指す戦争への動員の独裁体制だった。その体制は、国家論でいえば、民主主義とは異なる「国家形態」レベルの変化を伴うものであった。この歴史的体験はどこまで今日においてファシズム概念の中に活かされるべきか。

(ウ) 歴史的にみれば、ファシヨ化過程には、「反動化」の段階とそのうえにファシヨ化の独特の政治力学（ダイナミズム）が作用する「狭義のファシヨ化」の段階があった。木村会員がふれているブーランツァスの「不可逆点」の問題は、その段階の差に着目した飛躍の転換点、そこにかかわることだ。そこで発散される大衆の膨大なエネルギーにかかわる。そのエネルギーによってファシズム成立期の無窮動の政治力学と大衆にとって

の「魅力のファシズム」ができあがるのである。

今日、「狭義のファッション化」は存在するのか。

- (エ) 戦争とファシズムの関係について、独伊はファシズム体制から侵略戦争へと進んだが、日本は侵略戦争からファシズム体制の成立へと進んだ。今日最も警戒すべきは、日本の「参戦」という状況を作りあげられることだろう。「参戦」の事実は既成事実の追認として「ファッション化」の突破口となり得る。(この点で、石原会員の指摘は重要)

(4) 状況を切り開くために

時間の都合上、司会の拙さもあって「どうすればいいのか」については十分な議論が出来なかったのが残念だった。「オール沖縄」(知事選の投開票日がこの日だった)の勝利をどのように全国的教訓としていけるかがカギだろう。最後に、市民参加者からの質問を紹介する。

「全パネラーおよび全出席の皆さんへ質問です。平和に生きるために、①私たち(あなた、皆さん)は『何(誰)』と闘うのか。②その闘いに結着はあるのか。(自分自身に日々問いかけています。)」

(石川捷治)

部会2(開催校と「3.11」プロジェクト委員会との共催企画)「フクシマの意味と日本の選択」

報告: 杉原洋(元鹿児島大学)「原発と就職列車——原発が過疎地につくられる構造」

報告: 白鳥努(弁護士)「川内原発差し止め訴訟(本訴と仮処分)の意義・目的」

討論: 戸田清(長崎大学)、蓮井誠一郎(茨城大学)

講演: 小出裕章(京都大学)「原子力と平和」

司会: 藍原寛子(Japan Perspective News)

地震、津波、原発事故・放射能汚染という未曾有の多大災害となった2011年3月の福島原発事故。いまだに被害が継続しているのにも関わらず、原因の解明や責任の所在が明確にされず、被害拡大を防ぐための対策も遅れている。本部会では、東京電力福島第一原発事故の教訓から、原子力と人間とのあるべき関わり方を考え直し、被害を生まない、被害を拡大しないための緊急措置を考えようと企画された。

第一部は会員による報告と討論が行われた。杉原会員は、高度経済成長で地方の人口(労働者)を都市部に流出させた「過疎地」をつくり、その過疎地を狙って原発をつくるという国策があり、原発は過疎地切り捨ての差別的判断に支えられた存在であることを指摘した。具体的には、1956年3月に鹿児島駅から最初の集団就職列車が走り、中学を卒業した15歳の少年少女が、働き手として大阪に向かったが、その集団就職列車は、近代化や技術革新、高度経済成長のもとに勧められた国策(国通達での運行)であり、我が国が原子力利用に踏み出した時期と重なる。1964年の原子力委員会の原子炉立地審査指針で、原発は都会にはつくらぬことを決定する一方で、1974年の電源3法で過疎地への慰謝料・迷惑料を法制化した、原発反対運動の封じ込めがなされた。国策で過疎を生み出し、固定化した、その上で原発を稼働させるという構造的な差別の問題を指摘した。

白鳥会員は、国・東電を被告とする川内原発差し止め訴訟と、国に差し止めを求める仮処分申し立ての原告弁護士団事務局長として、それらの訴訟の目的と意義を述べた。2014年5月、福井地裁が憲法13条の人格権の大飯原発の差し止めを認めた画期的な判決を踏まえ、訴訟では、原発事故の被害の甚大性、新規制基準は原発の安全性の担保にならないこと(田中俊一原子力安全規制委員長もリスクが残ることを認めた)、川内原発の耐震安全性は全く保証されていないこと、火山の危険性を解消できないこと(火山影響評価ガイドや噴火予知の問題点)、不適正な立地地域、避難計画が未整備のままの再稼働、原発事故の影響を受ける被害自治体全ての同意なしの再稼働は許されない、などの争点を挙げた。この中では、川内原発建設で問題となった「ボーリングコア差し替え事件」や、根拠を示さないままの地震動想定など、明確にデータの偽造やねつ造、論理の矛盾がありながらも、「建設ありき」「稼働ありき」で進められてきた原発事

業、原発政策の問題を指摘。福島第一原発事故による被害や、原発問題の矛盾に対する世論とともに、訴訟によって出されるデータや資料が原発停止・廃止へのさらなる問題点になることをめざし、女川、東通を除くすべての原発で運転差し止め訴訟として提起されている状況を解説した。その一方で、裁判所は原発関連訴訟について「複雑困難訴訟」として裁判長クラスの判事による協議を開催して対応を協議するなどの動きもあり、各地での勝訴とともに、法律として裁判結果を政策形成につなげていく必要があることも提起した。

報告を受け、戸田会員は、原発の立地指針と、立地同意自治体の範囲決定の問題、福島原発事故の教訓として避難地域は広範に及ぶ事実がありながら、甘い避難計画が設定されている現実や、原発周辺の海で起きる生態圏の変化の問題について論点を提起した。日本だけでなく諸外国でも、原発立地地域の決定には苦勞しており、その問題をクリアするため、同意自治体を法的に定義せず、「慣習」として知事が勝手に決めることで、原発に懐疑的な意見を述べる自治体を排除する仕組みがあると述べた。また原発周辺の地元住民が長年の経験知を踏まえて、自然環境の異変や生態圏の変化を指摘しているのに対し、検証もないまま無視されている現実を問題視した。

蓮井会員は、1956年の経済白書が「もはや戦後ではない」と、技術進歩、原子力平和利用、オートメーションの技術革新を推進した当時と同じ論点で、東日本大震災の被災地で述べられていると指摘。原発の再稼働だけでなく、再生可能エネルギーの推進についても、グリーンエコノミーや経済オルタナティブという名のもとで、デメリットが語られない点を指摘。太陽光発電は農家の生業基盤の農地を使い、省エネ家電の普及のもとで大量の古い家電の廃棄・不法投棄が起きている矛盾を紹介した。そして「エネルギーはクリーンで安全ならばいい、多ければ多いほどいいという前提が隠されていないだろうか」と、エネルギーの倫理の必要性を述べた。そして、原発を拒み続けた地域とそうではない地域の人々の生活や環境がどのように変化していったかを捉えることの重要性を挙げた。

第二部は「原発を止めるための研究」を続ける小出裕章さん(京都大学)が講演。小出さんは、原子力の専門家として、原発がいかに危険で破滅的な技術であるかを原発に反対する立場から語った。原発1基を1年運転す

ると、核分裂生成物（核燃料廃棄物）が約1トン生じ、これが広島原爆で生じた廃棄物800グラムの1,000倍になると指摘。恩恵は都市が享受する一方で、危険を過疎地に押し付け、一旦事故が起きれば広域で長期にわたる放射能汚染を引き起こすという原発の不正で不公平で差別的な問題を解説した。その原発を、「外交力」の名でロケット技術と並ぶ軍事転用可能な技術として国・外務省の中に位置づけ、実質的核保有国でありながら、軍事利用の核と平和利用の原子力は別物という二枚舌の言説で、多くの犠牲を生んでいると述べた。そして「100万年の隔離が必要な核分裂生成物を作る原発は、未来永劫、子々孫々にわたる未来犯罪だ」と、厳しく断じた。

本部会は、前々日の11月7日に鹿児島県の伊藤祐一郎知事が川内原発1、2号機の再稼働を発表するなど、原発政策が大きな動きを見せる中で開催となった。一部、二部を通じてフロアからは「脱原発を提起する側は、

経済成長そのものは否定せずにその果実を公平に分配するのか、あるいは経済成長を是としてライフスタイルそのものを問い直すのか、どのような方向性を取るべきか」「なぜ川内原発が全国初の再稼働となるのか」「低人口地域が原発立地となるのは、人体への放射能影響を認めたことでは」「平和憲法の下で原発への攻撃はゼロ想定だったが、もし日本を戦争する国にしていくならば、原発への軍事攻撃に耐えられる新安全基準が必要だと思うが」などの質問や意見が出され、質疑応答がなされた。再稼働の可能性という大きな分かれ道に立ち、過去の歴史や福島原発事故の教訓を生かし、研究者としてあるいは実践者として、今何をすべきなのか、何ができるのか、具体的な議論が重ねられた。

(藍原寛子)

自由論題部会①（単独報告）

報告：林愛美（大阪大学大学院）

「儀礼的暴力に対する女性たちの新たな抵抗

——ケニアのマサイ社会における女性性器切除実践に関する調査から」

討論：近江美保（長崎大学）

報告：大野光明（大阪大学）

「軍事化に抗するということ

——京都府京丹後市での米軍基地建設問題をめぐって」

討論：木戸衛一（大阪大学）

報告：富樫耕介（日本学術振興会（東京大学））

「制約下における外部主体の紛争への関与

——チェチェン紛争とナゴルノ・カラバフ紛争におけるOSCEの役割に注目して」

討論：玉井雅隆（立命館大学）

司会：毛利聡子（明星大学）

第1報告は、大阪大学大学院の林愛美会員がマサイ社会において通過儀礼の一環として行われている女性性器切除（FGM）の問題を取り上げた。林会員は、国際社会や国家主導によるFGM廃絶プロジェクトが展開されている中で、FGMを取り巻く文脈が多分化していると指摘した上で、ライフヒストリーの語りの中からマサイ女性たちのFGM経験の変化を語りだした。その方法として、マサイ女性に聞き取り調査を行い、21人の語りの中から半世紀にわたる経験を3世代に分割、その変化を明らかにした。その結果、女性たちは植民地支配や家父長制に対する消極的抵抗としてFGMを主体的に受け入れてきたという先行研究とは異なり、個々の女性のFGMに対する認識は世代とともに変化し、また個人差も大きいことが指摘された。

本報告に対し、討論者の近江美保会員は、扱い方が難しいFGM問題について現地調査を行った点を評価した。そして、植民地主義と家父長制という二重の抵抗概念を確認した上で、女性がFGM廃絶運動、全面禁止法の制定過程にどの程度コミットし、影響を与えたのか、また、語りの対象は全員女性であったが、男性への聞き取りもあるとなお良かったとのコメントを行った。フロアからは、FGMとイスラームとの関係、マサイの母系社会と家父長制との関係、女性の就学率・情報へのアクセスなど基本的な質問がなされた。その後、平和学の枠組みの中で、人類学のアプローチをとる林会員はどのような立ち位置で調査を実施したのか、男性的なまなざしで説明がなされてきた民族史は人類学の方も合わせて解体する必要があるのではないかなど、活発な質疑がなされた。

第2報告では、大野光明会員が、京都府京丹後市で進む米軍基地建設計画を事例に、日本社会で進む軍事化の力学を検討した。大野会員は、米軍Xバンドレーダーが丹後町宇川地区に追加配備される計画の背景と内容を説明した後、自らも関わる宇川地区住民らによる反対運動の取り組みと運動の難しさを指摘した。とりわけ安倍政権下で広がる軍事化を正当化する論理に抗することの困難さの背景には、諸問題（当事者性、異議申し立て範囲の矮小化等）を切り縮めようとする軍事化の力学が働いている点を明らかにした。最後に、研究者として運動に関わることの立場を自問自答しつつ、研究者には現場と専門知をつなぎ、調整する役割が求められていると締めくくった。

大野報告に対し、討論者の木戸衛一会員は、ドイツとの比較で軍事化の問題を捉え直してみると、日独双方で反ミタリズムコンセンサスが崩れてきていると指摘した。ドイツでは、アフガンへの派兵は反対するが、NATOには賛成するという世論があるが、これは憲法9条と日米安保の両方を支持する日本の世論に通ずるものがある。これは平和主義の黄昏とも言え、歴史性の忘却を象徴している。また、戦後秩序に疑念を持たせることを平然とするエリートも問題だが、自分たちの権利を主張する人々を叩く「モップ」も軍事化への抵抗運動を阻んでいると指摘した。続いてフロアからは、当事者を矮小化して規定する者（国）に対する抵抗はなかったのかという質問に対し、そもそも、砂川闘争の経験など行政が国と戦ってきた歴史が忘却され、行政が思考停止状態にあり、いまや国のことには口を出さない傾向が強くな

っているという問題が指摘された。また、実際にどのように現場と専門知をつなぐのかという質問に対しては、沖縄の運動のアプローチや海外の運動のノウハウを京都や宇川の人々に提示するなど具体的な取り組みが提示された。日本平和学会には、研究者として大学に籍を置きながら、運動に関わる会員も多いことから、皆、大野会員の問題提起を自分事として捉えていた。

第3報告では、富樫耕介会員が、制約下における外部主体の紛争への関与の貢献度について、コーカサスの紛争でOSCEが果たした役割を検討した。富樫会員は、コーカサス、中でもチェチェン紛争とカラバフ紛争を取り上げたが、この二つの紛争に注目した理由は、どちらの紛争も中立的第三者機関が和平の仲介に関与したものの、その結果に大きな違いが生じたからとのことであった。OSCEが介入したチェチェン紛争は、停戦合意に至った「成功例」とされるが、和平合意締結後、紛争が再発してしまった。一方、OSCEが停戦になら主導的役割を果たすことができなかったカラバフ紛争は、停戦後も紛争の再発を防ぐことができていない。両紛争の交渉過

程におけるOSCEの役割を比較検証した結果、紛争当事者が仲介となる外部主体を受容する国内的・国際的環境に依ることが指摘された。

富樫報告に対し討論者の玉井雅隆会員は、OSCEはそもそも紛争下の介入は得意としておらず、むしろ紛争予防と紛争後の平和構築の方が得意であることを指摘した。その上で、仲介役を果たす際は、OSCE単独よりもEUやNATOと一緒にコミットした時の方がうまくいくとの事例を提示した。また、ボスニア紛争の例を挙げて、紛争当事者に対してはディアスポラも大きな影響を及ぼすのではないかと指摘に対し、富樫会員は、ディアスポラの有無は確かに重要で、実際、米国やフランスのアルメニア・ディアスポラは議会へ影響を及ぼしているが、チェチェンのディアスポラは米国にはほほいないと応答した。複雑な民族紛争への第三者機関による介入が、効果を挙げるのできる条件を抽出しようという意欲的な報告であった。

毛利聡子（明星大学）

自由論題部会②（パッケージ企画）

「21世紀の平和教育のペダゴギーを展望する——『グローバルな世界の読み書き』を中心としたワークショップ」

報告：芝崎厚士（駒澤大学）

「平和教育の実践としてのグローバルな世界の読み書き

——駒澤大学・青山女子短期大学・東京大学での実践を中心に」

討論：柳原伸洋（東海大学）

討論：初瀬龍平（京都女子大学）

司会・討論：前田幸男（大阪経済法科大学）

平和・国際関係・平和について、どのように教えるのかという教授法（ペダゴギー）についてこれまで真剣に議論してこなかったという問題意識の下に、パッケージとして企画提案をしたところから、この自由論題部会は始まる。「よく研究できる人が、よく教えられるとは限らない」というところで、平和教育の現場でも頭を悩ませてきた者は少なくないはずである。この試みがそうした悩みへの解答になるかどうかはわからないが、いままで、報告／討論という紋切り型の形式にこだわらず、相互に意見交換をする場がなかったというのは驚くべき事実である。

最初に芝崎報告では、早速、体験授業として参加者にニュースウォッチを実践してもらった。これは新聞記事の要約を5分程度で行うという作業である。内容は、スワジランドの一夫多妻制がエイズの感染拡大に寄与しているという記事だった。次にリーディングでテーマごとの論文読解を5分で読んでもらった。内容はグローバル化の定義をめぐる論説を読ませて、解説を加えていく。そして、メディアウォッチでは、Ani DifrancioのSubdivisionという曲を聞かせ、歌詞とともに解説を加えた。

これを受けて、3分程度の作文を参加者にやってもらった。作業が短時間で進むため、慣れないものは消化不良を起こすのではないかと懸念もあったが、学生の解答例なども紹介され、よくここまで書けるなというほどビッシリ文章化したものが少なくなかった。

以上を体験したうえで、討論者として柳原伸洋氏は、芝崎講義を講評した。まず、平和教育というと「戦争はしてはいけない」というメッセージを学生に伝えるところから始めることが多いかもしれないが、こうしたテンプレート化によっては、学生は実際のところ何も学んで

いないのだという点から論じた。知識・読む・書く・伝えるなど、こうした技術は体験や実践の中で培われるのだと考えているが、芝崎講義にはそれがあると評した。

つまり、平和を教え込むのではなく、思考の可能性を追求するという。学び合えば、民主主義や平和の否定につながる可能性は極めて低いと。また、こうしたスタイルにはライブ感（今の若者が得意とする分野）があり、sense of wonderや知の驚愕が伴う、これを再確認したと述べた。

その上で、柳原氏が自らの講義にどのようにしてこうした芝崎氏が実践する世界の読み書きを取り入れているかという紹介へと議論が移っていった。その中で様々な種類の工夫と仕掛けが散りばめられた、ある種ゲームを解いていくような講義のラインナップが紹介された。時間の関係ですべて体験することはできなかったが、カードゲームやロブプレイなどを使って国際政治を学ぶことのできる講義を作っており、学ぶところが多かった。

二人目の討論者として初瀬龍平会員からの有益なコメントがあった。まずこの手法のスゴイところは、AV機器の駆使などに見注目しそだが、「学生に書かせることを強いている」点であるとした。つまり、極めて寺子屋的で古典的で、王道でもあると。ただし、どうしても名人芸的なところが残ってしまうことは否定できないとも述べ、自分にはできないとも評した。これだけの用意とアフターケアを考えると、莫大なものになり、2単位でこの講義を担当し、他の負担はどうしているのか、との質問があった。また講義を受講した学生から「癒された」というコメントがあったことに触れ、通常国際政治学を学んで癒されることはほとんどないが、そういう学生の感想は一体どこから生まれるのか？という質問も投げかけられた。

司会兼討論として前田からは、芝崎講義の中でこれは世界の読み書きを学ぶ授業であるからモーゲンソーを読まなくても国際政治がわかるようになることを想定しているという発言があったが、逆に言えば国際政治学の専任教員など必要ないのではないかとというその疑問が登場してくるのではないかとという疑問を投げてみた。もう一つは、コミュニケーション力と文章力は一致しないケースが少なくないということもコメントし、学数を通したインプット／アウトプットを「読み書き」だけでなく、「聞く話す」という能力を上げるにはどうすればよいのかという質問も行った。

以上の3人の討論者からの質問に芝崎会員は短時間ながら示唆的な形で回答した。まず柳原会員に対しては、今回が初めてではなくこれまで数回類似のワークショップを行ってきたことを紹介し、共感するところも多いが、あえて相違点をいえば、やはり読み書きに対する力点が芝崎講義にはあることを確認した。司会からの質問に対しては、この講義がどのような大学でなされるのかによ

って、その文脈が変わるため、様々な違った環境でなされた場合、どうなるのかはやってみたいと分からないと述べた。そして最後にヴィクトル・ユゴーの『レ・ミゼラブル』の中に出てくる「革命の論理」と「革命の哲学」は異なり、前者は戦争に帰結しうが、後者は平和に到達するというを確認し、世界の読み書きが革命の哲学を涵養する可能性を秘めていることを信じていると締めくくった。

その後、会場の参加者を3つのグループに分け、グループ内で体験した講義に加えて平和教育に関する経験についての情報共有を行うことができた。フロアでの参加者同士のコミュニケーションでも大変有意義なものを得ることが出来た。こうしたワークショップは平和学会の折々の大会や集会の中で、これからも継続し、多様な平和教育のあり方をシェアし、相互学習できる場に行きたいと考えている。

(前田幸男)

平和教育プロジェクト委員会主催 平和教育公開ワークショップ (2014年11月8日開催)

秋季集会1日目、11月8日15:30~18:00、鹿児島大学を会場に、平和教育プロジェクト委員会による平和教育ワークショップが開催された。ワークショップのタイトルを「平和な関係性をつくろう!~新しい平和教育のあり方を一緒に模索する~」とし、ワークショップの対象を、日本平和学会会員以外に、鹿児島市の市民、特に現場の教師・生徒・学生を設定した。総勢12名のメンバーを得て、こじんまりとした豊かなひと時が持たれた。

ワークショップの内容を設定するにあたり、委員会では次のような問題意識を共有した。学校・教室において、また社会運動の現場において、われわれは常に平和的な関係性を模索するものの、ともすれば支配的・独善的になったり、あるいは情報の伝達のみで終始してしまったりする。われわれの日々の営みにおいて、豊かで相互に助け合う関係性が如何に可能になるのか、「現場」を意識しながら共に考える機会を設定する。用いる手法は、紛争解決や非暴力的なコミュニケーションの分野でよく活用されているメソッドの数々であり、現場でのさまざまな場面に役立つノウハウや、態度養成につながるものを想定した。

ワークショップの形式については、参加者どうしが、ファシリテーターと一緒に対話しながら進める学びの一つの形とし、参加者一人ひとりの体験や考え、そしてニーズを丁寧に聞き取り、確認した形で構成するのではないゆるやかなスタイルで共有しながら、上記の内容について模索するとした。

まず、委員会の目的や今回のワークショップの目的を説明し、参加者の構成を確認、自己紹介を行った。さらに、身体を温めるための「ボガ」を行った。地元からの参加者は2人、その他は日本各地からの学会参加者であった。「地元の市民社会に学会の知見を還元する」ことが目的である当委員会としては、今後の広報の方法等検討課題が多い。ともあれ、今回のワークショップにおいては、参加者各自の「現場」でのニーズを聞くところから始めることとした。ワークショップ企画・提供側の傲慢な態度——押し付け——になることを避けるためである。アレキサンダー委員が企画する「ポーポキ・プロジェクト」の紹介から始まり、「今の平和教育等の現場の安心・安全度」をテーマに、どういった課題をわれわれ

が現場で抱えているのかを、ローブワークを用いて模索した。

さらに、各自の現場で安心できるためには何が大事かを、3つのグループに分かれて話し合った。多様性、自由、仲間、柔軟性、客観性と主観性、勇気、共感、想像力、対立する意見を聴くこと、会話を続けること、留学生の視点、政治との関連を考えること、心の健康、健全な関係性、敵対する人々との交流、などさまざまなキーワードが立ち現れた。

短い休憩の後、上記で見えてきた要素を用いて柔軟にワークに入る。一日の終わりの時間帯で参加者も少々疲れ気味であったこともあり、企画段階で少し考えていた紛争解決の手法そのものを用いることよりも、イメージシアターやフォーラムシアターの手法を用いることにした。身体的動きを活用し、言語化することも行いながら、対話形式で応答しあっていく方法である。「多様性の拒否/受容」について身体表現する試みを実施した。

「多様性を排除する」イメージとは何かを2つのグループに分けてそれぞれに創造してもらった。グループAの「作品」をグループBが「鑑賞」し複数のタイトルを提案する。同じく、グループBの「作品」をAが同様に鑑賞する。その後、グループAの静態的作品を、「より多様性が許容される」イメージに、10を数える間にゆっくりとトランスフォームしてもらった。そのイメージをめくり、Bのメンバーと共に丁寧に対話を重ねていく。さらに10を数えイメージをさらにトランスフォームする。Bの作品も同様にプロセスを重ねていく。

ワークが終わった後、全員が円になって座り、自由な対話を続けた。理性的に考え議論することは平和教育においては大変重要であるが、同時に、身体が動くことによって感情が動き、そこから見えることがあること、また、その瞬間は自身では認識していないことも、しばらくたって見えることがあること。ふだん自分が言葉にしないが感じていたことが明らかになったような気がした。など。また、こういったワークショップは何人までを対象とすることができるのか。大学ではまた話が違ってもいいかもしれないが、小中高などの学校現場では、実際のクラスメイトどうしの関係性がワークの中に投影され、「多様性を排除する」ことなどを否定的な形で「学習」する危

険性はないか、など。さまざまな意見や質問を出し合い応答し合う中で、平和教育の現場でわれわれがかかえる課題がいくつか顕在化したように思う。

今回のワークショップを企画・実践するにあたり、いくつかの課題が浮上した。平和教育や平和運動の現場において、私たちが「いつも平和的な関係性を模索」しているわけではない面もあることを、あらためて確認できた。参加者の大多数はワークショップの主旨を理解した上で参加していたが、委員会がターゲットとしていた

「現場」の参加者のニーズは、むしろ平和についての知識であったかもしれない。「毎日の営みにおいて豊かで相互に助け合う関係性」を平和の問題として捉えられていないのはいわゆる「現場」の現実なのかもしれない。

ただ、12人で行った小さなWSではあったが、全体的にそれなりにほとんどストラクチャーせずに臨んだWSの試み、その場のニーズを模索しながら進めるといふ試み、としては興味深いものとなった。大学での講義

展開をテーマにした午前の自由論題部会と併せて、学びの場作りの多様性を模索することができた。ただ、さまざまな場面に役立つノウハウや、態度養成につながるものをどれだけ提供できたか、という点については、個々の参加者が持ち帰るものであろう。それぞれの現場で何か今後につながる展開があれば嬉しい。

また、同時に開催されている部会（や分科会）がどんなに魅力的であっても、なんとか人を引き付ける工夫が必要と痛感した。今後の広報のありかたとしては、学会が開催される地域社会に対しては、地域の理事や会員のネットワークを用いて市民社会への働きかけの協力をお願いしたい。学会内部では、開催内容をプログラムそのものにしっかりと掲載してもらおう。さらに、当日の学会会場においてはポスターを掲示し、学会参加者がリマインドされるように工夫する必要がある。各方面の皆さんのご協力をお願いしたい。

(奥本京子)

エクスカージョン

エクスカージョンは薩摩川内市の川内原発を訪れるAコースと南九州市の知覧特攻平和会館を訪れるBコースとが設けられた。Aコースは会員24名が参加し、川内原子力発電所のゲート前、川内原子力発電所展示館を訪問した。その後、川内市内にて「川内原発建設反対連絡協議会」の方々との意見交換会を行った。

Bコースは会員20名が参加し、バスの中で特攻に関

する著作を持つ相星雅子氏の解説を聞いた。知覧特攻平和会館は本年4月に死去された初代館長板津氏が収集した遺品などをもとに市（当時は知覧市）が建設したものであり、戦争や特攻隊についてどのように伝えるべきなのかを考える材料を与えてくれた。

(福田忠大、森田豊子)

分科会報告

「平和学の方法と実践」分科会

テーマ：「福島原発災害と水俣病問題から考える紛争転換・平和構築の方法」

報告：廣水乃生（熊本大学、およびコミュニティ・ファシリテーション研究所）

「福島原発災害にディープ・デモクラシーの視点から関わる：対話の会の実践から」

報告：石原明子（熊本大学）

「福島原発災害と水俣病問題に紛争変容・平和構築の視点から関わる：分断、構造的暴力、そして修復的な希望」

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

最初に、廣水乃生氏から「福島原発災害にディープ・デモクラシーの視点から関わる：対話の会の実践から」と題し、ディープ・デモクラシー、対話、ファシリテーター、福島をキーワードとして報告があった。ディープ・デモクラシーとは、紛争解決の手法の一つであるプロセスワークの創始者アーノルド・ミンデル（Arnold Mindell）が提唱した概念であるが、紛争やその解決課程に起こってくるすべてを歓迎するという態度・価値観である。報告では、最初にディープ・デモクラシーの定義を確認した上で、報告者がディープ・デモクラシーの視点から福島県飯館村の若者たちと対話の場をもった過程を振り返り、その可能性についても言及された。

「かすかだりの会」は、2011年3月の東京電力福島第一原発事故の影響により、全村避難となった飯館村村民の心の復興をサポートし、その積み重ねをコミュニティ再生へとつなげるための対話の主催団体である。報告者はそのメンバーとして、ディープ・デモクラシーに基づく対話の機会をつくり、2012年7月より1、2か月に1回程度のペースで立場の異なる人がひとつの場で互いの声を聴き合う形の対話の集まりを開催してきた。村民に起こった分断をつなぎなおす活動の流れで、その主たる傾向の変化から第1期～第3期それぞれの時期に分け、それぞれ「メンタルケア期」、「信頼構築期」、「オープン対話期」と呼ぶことにし、期の特徴づけの根拠、期の対話における工夫、対話の成果という3つの視点での考察が述べられた。

続いて、第1に会発足時の課題と対話の効果についての考察、第2に福島原発災害への取り組みにおけるディープ・デモクラシーに基づく対話の特徴の確認、最後にその可能性について述べられた。この考察より、対話を通じて感情が語られることによって、一人ひとりが力を取り戻していくメンタルケアの効果と、立場を超えて人と人とのつながりが強まる信頼構築の効果が確認できたという。このことから、コミュニティの問題に取り組むとき、一部の立場からの解決策がコミュニティの中に犠牲者をつくったり誤解や分断を生み出したりする可能性に対して、ディープ・デモクラシーに基づく対話によって、コミュニティにいる人たちがお互いを大切にしながら意思決定していける可能性が示唆された。一部のインタビューなどだけで福島全体の問題として位置付けることには無理があり、調査方法などについての課題を残す。

次に、石原明子氏による報告「福島原発災害と水俣病問題に紛争変容・平和構築の視点から関わる：分断、構造的暴力、そして修復的な希望」では、福島原発事故災

害後によって影響を受けた方々や地域の再生、特に人間関係の分断の問題に対して、報告者が紛争変容・平和構築学の視点から学問的また実践的に関わってきた中で得られたことが報告された。まず、よって立つ紛争変容・平和構築学の視点について概観、次に、福島原発災害後に地域や家庭で起こっている人間関係の分断や軋轢（あつれき）の現状や事例について、フィールドリサーチ（参与観察を含む）から見えてきたことが述べられた。次に、そのような人間関係の分断や軋轢が起こるメカニズムについてのコンフリクト分析、そこから導き出される紛争変容と平和構築戦略の提示、次にその戦略にそった実践事例の一つとして、福島の若手・中堅リーダーを水俣に招いた交流ツアーの内容と実践について報告された。

報告者は、福島のコミュニティコンフリクトについて、すべての人が傷ついているトラウマタイズド・コミュニティとしての特徴があること、とくに、コミュニティ成員の間である種の加害者・被害者の感覚も存在する中で人間関係の分断であること、また、主要な利害関係者の間にパワー・インバランスがある構造的暴力の側面ももつコンフリクトであることを指摘し、そこへの変容支援は、STAR（Strategies for Trauma Awareness and Resilience：トラウマへの気づきとレジリエンスのための戦略）モデル（米国イースタンメノナイト大学で開発された心の傷とコンフリクトに関するモデル）、修復的変容（Restorative transformation）モデル、カール（A. Curle）による非対称コンフリクトの変容モデルを組み合わせたものとして行うことを提示した。この福島の若手・中堅リーダーの水俣の交流ツアー（Strategic Transformative Tour）は、その3つの理論に基づいた実践プログラムであることが示され、その成果が示された。このツアーは、STARモデル、修復的変容モデル、非対称コンフリクト変容モデルを統合し、かつ日本社会適合的に変容させたモデルが可能であることが示された。

質疑応答で得られた意見のうち、修復的変容を含む修復的正義の成立要件や、また、構造的暴力の側面を持つ問題に対する適切なアプローチは何であるかといった点に関する興味深い議論がなされた。また、福島のコンフリクトや暴力的状況に関する実証研究が日本において少ないという指摘もなされ、これは日本の平和学の研究者たちが担うべき喫緊の課題であると認識することができた。

（廣水乃生、石原明子）

「憲法と平和」分科会

テーマ：「憲法平和主義の現段階——集团的自衛権行使容認論のインパクト」

報告：永山茂樹（東海大学）「集团的自衛権容認論と最近の平和主義論について」

報告：長谷部貴俊（日本国際ボランティアセンター）」

司会：小栗実（鹿児島大学）

2012年12月26日に成立した第二次安倍政権の下で、日本の平和・安全保障政策は大幅に変更されつつある。安倍政権はさまざまな側面で戦後日本の軍事力を抑制してきた規範と政策を変更しようとしている。安倍政権は、1) 日本の軍需生産・輸出を抑制してきた武器輸出三原則を撤廃して、外国との武器共同開発を可能にする防衛装備移転三原則を決定し、2) 途上国への開発協力を方向づける新たな「開発協力大綱」において、他国の軍隊への援助を解禁する方向性を追求し、3) 長年にわたって維持されてきた憲法9条の政府解釈——憲法9条の下で個別的自衛権行使は許容されるが、集团的自衛権行使は認められない——を変更して、集团的自衛権行使を容認する憲法解釈を閣議決定した。このような現段階において、この分科会では、憲法研究者の立場、および NGO 活動に携わる者の立場から、平和主義論の再検討、NGO の非軍事性の再構築について報告がなされ、それらにもついで活発な議論がなされた。

まず、永山報告「集团的自衛権容認論と最近の平和主義論」は、①集团的自衛権の憲法的容認論、②近時の平和主義論、そして③世論という三つの議論領域を並べたうえで、それぞれの議論の特徴と、また相互の関係性について検討をした。とくに近年メディアへの露出がめだつ②の限定的軍事力論については、その理論的な特徴とともに、①を批判する力があるかという点で限界を明らかにしつつ、あらためて絶対的権力非武装論の可能性を指摘した。また③が①を受容している（しているようにみえる）ことについて、その理由を考察し、そのうえで②の課題を提示した。

報告に続く討議の中では、従来の平和主義が世論に十分な影響をもたらすことができなかつたことをかえりみ

ると、近時の平和主義論も同じような限界をもっているといえるのではないかと、改憲論に適切に抗するためには、絶対的非武装論だけでは不十分ではないかといった点で厳しい指摘があった。

次に、長谷部報告「国際協力活動と集团的自衛権をめぐる議論」は、「集团的自衛権の閣議決定」、「武器輸出3原則の緩和」、「ODA大綱見直しの動き」はバラバラではなく、日本政府による軍事推進の一連のパッケージであると捉えた上で、紛争地で活動する日本国際ボランティアセンターの経験をもとに議論を行った。報告の中で、これまで日本は自衛隊を基本的に海外に戦闘目的で派遣しないことで国際的な信用を勝ち得ていたこと、この信頼のもとでこれまで日本の NGO は武力と一線を画し人道・復興支援を実施することができたことが指摘された。しかし、今後、軍事推進のなかで、日本の信頼が揺らぐ可能性があることが示され、具体例としてアフガニスタンの民軍連携では、民生支援が人心掌握、情報収集の軍事目的として利用されてきたことが報告された。最後に紛争地に関わる NGO に求められることとして、「一般の市民がもっている戦争への嫌悪感、否定的な考えを NGO も尊重し、活動の理念にすべきであること」、「単独行動主義国家や原理主義が支配的な地域のなかにある現地の市民社会に手を伸ばすことが重要であること」が挙げられた。参加者から「NGO 全体で、紛争そのものをどう考え、軍事とどう距離を取るのか、きちんと議論しているのか」というコメントが寄せられた。

（吉島東彦）

「東南アジア」分科会

報告：原めぐみ（大阪大学大学院）

「若者移民の表象への抵抗と肯定——日本とフィリピンを移動する若者グループの事例を通して——」

報告：堀場明子（上智大学アジア文化研究所）「タイ深南部紛争の和平プロセス」

討論・司会：日下部尚徳（大妻女子大学）

はじめに登壇した原めぐみ氏は、日本とフィリピンをルーツにもち、フィリピンで育った若者たちの①呼称の変容、②それに関わるメディアや NGO の表象問題、さらに③当事者らがいかにその問題に抵抗しているのかについて論じた。日本人とフィリピン人を親にもつ子どもの出生数は 80 年代より増加し、現在およそ 20 万人おり、数万人がフィリピンで暮らしていると言われている。70 年代後半、新聞などのメディアは、かれらを「エコノミック・アニマル」（高度経済成長期の日本人男性を揶揄する言葉）の子ども、「エコノミック・ベビー」とセンセーショナルに報道し、80 年代には日本の性産業で働くフィリピン人女性の蔑称である「ジャパユキ」の子、「ジャピーノ」と呼んだ。90 年代に入り、支援団体により、「JFC (Japanese-Filipino Children の略)」と呼び名を変えようとする運動が起きる。子どもの権利が侵されているとして「JFC 問題」解決のために法的地位

回復やエンパワーのための支援が始まる。さらに、国籍法が改正された 2008 年前後より、就労斡旋を行う団体らが「新日系人」と呼び、日本の人材市場に参入させようとする動きも出てきた。当事者たちは自分たちをいつまでも「哀れな子ども」として表象し続ける NGO や、かれらを外国人労働者としてしか受け入れない斡旋団体に抵抗し、当事者グループを作るようになった。当事者が自らの呼称や表象について考える過程は、自分たちの位置取りを考えることであり、今後も議論され続けるべき課題であると発表者は提起した。

会場からは、統計における離婚率の扱い方や、「表象」という言葉の扱い方について、日本とフィリピンをルーツにもちフィリピンで育った若者たちの呼称のアメリカニゼーションについて、NGO と当事者の緊張関係についてなど、活発な議論がなされた。

次に登壇した堀場明子氏は、自身が関わっているタイ

深南部紛争の和平プロセスについて、フィールドワークを基礎としたアクションリサーチ的な取り組みとして発表をおこなった。堀場氏は発表の目的を、タイ深南部紛争の事例をもとに、様々な分野の研究者と連携して、紛争地域の情報や各地の紛争分析の知見を共有し、紛争終結促進にむけた実践への応用について議論することとし、タイ深南部の紛争の和平対話実現に向けた環境整備支援に関わっている自身の経験を踏まえ、紛争の背景や経緯、進行中の和平プロセスについて報告をおこなった。

タイ深南部紛争は、マレーシアとの国境に近い4つの郡を中心に、マレー系イスラムの武装勢力が、タイの支配からの解放を求めて長年戦っており、再燃化した2004年から、この10年間で約6000人の死者を出している。2013年2月末に、マレーシアのナジブ首相の仲介で、インラック首相（当時）はタイ深南部で活動している武力勢力の一つパタニ革命戦線（BRN）と和平に向けての「対話」を開始すると発表、国家治安委員会の事務局長を代表として、三度にわたって和平対話が行われたが、バンコクの変政により中断した。現在、新たに首相になったプラユット将軍の下で、再び対話の可能性

が模索されている。

堀場氏は、和平会議を側面的に支援することは、すべてのアクターと信頼関係を築き、政治的なタイミングを読むことが求められると指摘した。このような支援は内政干渉ともとられかねないため、支援する側の政府の関与は限定的になりがちである。そのため、研究者や市民社会が連携し研究の成果とネットワークを活かすことにより、効果的な支援が実現できるのではないかと提起した。

討論では、政府と軍の関係や、紛争における軍の利権について議論がなされた。会場からは、住民が武装主義勢力の活動をどのように受容しているのか、武装主義勢力は政府に対して何を求めているのかについてなど、紛争の詳細に関する質問が多くなされた。また、現在進行中の紛争和平プロセスにおいて、研究者をはじめとする市民社会がどのように関れるのか、についても活発な議論がおこなわれた。

（日下部尚徳）

「環境・平和」・「グローバルヒバクシャ」分科会共催

「原発に立ち向かう水俣病当事者と支援者」

企画共催：3.11プロジェクト委員会、協力：相思社

【11月6日-7日】

フィールドワーク

「原発に立ち向かう水俣病当事者と支援者」

福島を中心とする人びとのサブシステムを破壊し奪った東電原発事件は、水俣の人びとのサブシステムを奪って経済成長を成し遂げたチツソー日本社会という水俣病事件と同じ構造を持つ。水俣病当事者（患者、被害者…）、支援者の方々が、この地でどのような生き、闘ってこられたか、そして、その水俣病体験から、いま福島を中心とする原発被害をどう見ていらっしやるのかを、水俣現地で伺った。

6日には、水俣市のおれんじ館にて、水俣病被害者互助会の佐藤英樹会長、お連れ合いのスエミさん、谷由布さんと懇談。さらに、長年支援を行ってこられた永野隆文さんにお話を伺った。夜には、宿泊した相思社で、水俣の支援者二世帯をはじめさまざまな立場で活動する若い世代との深夜に至る懇談の場が持たれた。

7日には、相思社の水俣病歴史考証館で貴重な資料を見学した後、水俣病資料館語り部の会の緒方正実会長の貴重なお話を伺い、さらに、水俣の市民の暮らしを守る・みんなの会代表の坂本龍虹さんと懇談した。その後、水俣湾の水銀ヘドロ埋立地、百間排水口などを見学して新水俣駅で解散、学会会場の鹿児島市へ向かった。

今回のFWでは、水俣と福島をつなぐという主旨から、当事者、支援者の皆さんの体験・歴史とともに、水俣とは遠くない川内原発再稼働への反対活動や、東電原発事件の被害者となつがる活動についてのインタビューにも時間を費やした。なかでも、60年弱の歴史の中で水俣病被害者がさまざまに練引きされ、分断され、対立させられてきた「悪い経験」「悪い教訓」が、福島に移転されようとしていることへの危機感は、話者の方々からFW参加者へ強く共有された。さらに、水俣病事件が私たちの「豊かな」生活を求める中から起こったという緒

方さんの視点は、東京へ電気を送る中で起こった原発事件、さらに川内原発再稼働問題へのパースペクティブとすることが実感された。

【11月8日】

報告：永野いつ香（熊本学園大学大学院生）

「水俣市茂道の集落の成立と水俣病発生初期における地域変容」

ラウンドテーブル

「水俣の視点から3.11を、原発を見る
——水俣フィールドワークから」

司会：横山正樹（フェリス学院大学）

はじめに永野報告が行われた。チツソから約6キロ離れた茂道は、対岸の天草漁村から杉本家などが移住、明治以降に開村された。戦後そこに引揚者が移住。網元、網子、だしによる親戚関係を基盤とするコミュニティは豊かな海を背景に、道路も無い孤立した環境で自立していた。

しかし1951年頃、チツソが硫安を流していた時代、漁業の先行きに不安を持った網元は子どもに跡を継がせなかった。チツソは当時からカナで黙らせる対応をしていた。地区の人びとは網元のところで働けなくなったので土木労働。水銀がコロコロしていた。みんな水俣病になってしまった。

胎児性が多い。弱い人たちが被害。引揚者が多い。食べる物が無いから海産物を多食。流産・死産が多い。たくさん命が奪われていった。隠し切れなくなって患者が顕在化。差別体験。村にいられなくなるような状況。親戚づきあいの村で集団意識が失われていく。伝染しないというようなことは一切広報されなかった。

チツソによる漁協の切り崩し。関係性が深かったゆえ軋轢は根深かった。「問題解決」プロ集団による分断、当事者同士に牙先を向けさせ、自滅させる。声をあげられない状況を作る。実害を風評被害という。日常会話で

も水俣病について語ることがタブーとされた状況を、支援者第二世代として水俣に生まれ育った報告者が、自分史と当事者からの聞き取り調査の交差から、豊かな実感を持った報告がなされた。

司会兼討論者の横山会員からの、水俣学とは何かという問いには、水俣病を医学の問題と考えるのは間違いで、医者が出てくる時にはもう遅い。生活にとり何が大事か。福祉が重要であるが、障害者の枠には入らない。すべての学問の枠にとどまらないという応答であった。患者、支援者、弁護士、水俣病に関心ある大学教員、学生など、関わってきたすべての人びとによる発展途上の学問であり、その目的は虐げられた側に立ちいか生きていけるかを見通すことである。

今回の研究の知見の問いには、水俣病は1956年に始まったのではなく、その前から自然にも人間にも異変のシグナルは出されていたが、それを拾えるかどうかの問題であることが示された。さらに、分断防止策は何かあ

るか？歴史からくみ出せるか？主語が曖昧でいいのか、などいくつかの議論が提起された。

永野報告とその後の議論を受けて、11月6～7日のフィールドワークの成果概要について平井会員から報告された。引き続き、参加者による全体ディスカッションを行った。

「広島・長崎・ビキニ・福島は構造的に同じ被害が繰り返されてきたが、水俣病も同じ被害者分断のシステムである」「アイデンティティ・ポリティクスを含むスティグマと尊厳の取戻しの両面」「国が鉛と鞭の政策の妥当性を水俣と福島をつなぐことで図っている」「被害者とは誰なのか。被害者は官が生み出してきた一方で、被害者と言えない人びと。スティグマ。被害向き合って被害者になっていくことの大切さ」等々の意見が出され、水俣を通して3.11を考え、それがどう結びつくのかを根源的に問う議論が行われた。

(平井朗)

「平和教育」分科会・「非暴力」分科会共催

テーマ：「『平和を創る心理学 第2版』（2014年3月、ナカニシヤ出版）から見る平和・非暴力・紛争解決」

報告：杉田明宏（大東文化大学）「『平和を創る心理学（第2版）』から見る平和教育」

報告：伊藤武彦（和光大学）「『平和を創る心理学（第2版）』から見る非暴力」

討論：片野淳彦（札幌大学）

司会：伊藤武彦

日本平和学会・2014年度秋季研究集会の平和教育・非暴力合同分科会は、11月8日（土）12:20-14:20（2時間）鹿児島大学法文学部2号館202教室で行われた。テーマは「『平和を創る心理学 第2版』（心理科学研究会編、ナカニシヤ出版、2014）から見る平和・非暴力・紛争解決というものであった。まず、報告1として杉田明宏（大東文化大学）が「『平和を創る心理学（第2版）』から見る平和教育」を行なった。次に報告2としていとうたけひこ（和光大学）が「『平和を創る心理学（第2版）』から見る非暴力」を発表した。その後、指定討論者である片野淳彦（札幌大学）がコメントを行った。

杉田報告では、まず、『平和を創る心理学 第2版』の紹介があった。

第1章「平和心理学の理論」と第2章「平和心理学の歴史」（いとうたけひこ・杉田明宏）では、平和心理学研究が社会的・歴史的情勢のインパクトを受け、平和学の枠組みや着想を援用しながら、とりわけ21世紀に入ってから理論・概念の整理が進み、多様な領域で具体的研究が展開されてきたことが描かれていた。

第3章「犯罪・非行における暴力」（堀尾良弘）では、少年犯罪・非行の臨床と研究に関わってきた立場から、「被害と加害の連鎖」が分析され、それを断ち切り立ち直りを援助する社会的システムの構築が、平和な社会をつくるための重要な課題として提起されていた。

第4章「暴力とジェンダーの役割」とコラム「Our Problemとしての日本軍元『慰安婦問題』」（草柳和之）では、ドメスティック・バイオレンス（DV）における被害者ケアと加害者更生プログラムの実践・研究に携わってきた著者が、女性運動と臨床家の視点を統合するモデルが提示された。付随するコラムに描かれた元「日本軍慰安婦」の問題は、この章の課題と深い関わりを持つ歴史的・社会的事例といえた。

第5章「グローバル化の中の偏見と差別」（坂西友秀）では、社会心理学における代表的なテーマである偏

見・ステレオタイプ・差別の問題について、日本社会のグローバル化や3.11の原発事故という構造的な要因を踏まえた観点からの分析の観点が示された。

また、コラム「偏見低減教育」（小平朋江）では、こうした偏見をどのように低減していくかについて、統合失調症に関する看護教育の事例を紹介していた。

第6章「自己肯定感と平和」（高垣忠一郎）では、心理臨床に長年携わってきた著者の経験を踏まえ、「評価」のまなざしに取り巻かれて生きざるを得ない今日のマクロな文脈の中で、「自分が自分であって大丈夫」という自己肯定感の重要性が説かれていた。

第7章「メディアと暴力」（和田正人）では、テレビなどのメディアが暴力に与える影響についての長年の研究蓄積を整理しながら、有害なテレビ番組やテレビゲームに対する社会的な対策やメディア・リテラシー教育の課題が提示された。

第8章「ロール・モデルの平和心理学」（杉田明宏）では、平和についての問題意識・活動意欲を行動へとつなぐ「平和のロール・モデル」の理論と課題、効果・可能性について、沖縄において戦争と基地問題に取り組む人々や、子ども・青年の平和活動を事例に展開されていた。

第9章「幼児期の平和教育」（中島常安）では、幼児期における平和教育の理論と実践について、これまでの否定的／肯定的意見を批判的に吟味した上で、この発達段階における積極的平和教育のあり方を「伝え合い保育」の実践に即した提案がおこなわれた。

第10章「非暴力の視点から見た平和心理学とその可能性について」（松本孚）では、「非暴力」の概念・歴史・実践を平和研究の観点から整理し、「嗜癖」という概念を手掛かりに、本来の非暴力を前提にしたスピリチュアリティを含む新しい平和心理学のアプローチの可能性を考究していた。

Christieがいうように、「平和心理学は直接的および構造的暴力を防止、緩和するための実践と理論構築を目

指すとともに、(中略) 紛争の非暴力的解決の促進と社会的正義を希求するものである」という定義のもとで、日本で発展してきた、平和心理学のテキストともいえる本書が出版された意義は大きい。

平和教育への視座として、コンフリクトを非暴力的・創造的に転換することにより、人間の基本的ニーズを満たし、ひとりひとりの心身の発達可能性を开花させること(暴力の除去と調和の形成)が重要である。そのために、1. コンフリクトを暴力化させない(予防)、2. 暴力を止める(停止)、3. 暴力後のコンフリクトを再暴力化させない(再構築 和解 解決)、の3つの相が重要である。

平和学習すなわち平和の学びとは平和の価値観・知識・態度・スキルを獲得する活動である。本書第8章にある用に教師・学校教育は平和のロール・モデルである。平和・人権・民主主義どのように実現し平和を創り出すかを教育活動を通じて児童生徒に示す機能を有するので

「ジェンダーと平和」分科会

テーマ: 「大学でジェンダーを教えるということ」

報告: ロニー・アレキサンダー (神戸大学)

報告: 近江美保 (長崎大学)

討論: 小川玲子 (九州大学)

司会: 秋林こずえ (同志社大学)

長年、本分科会の責任者を担って下さった森玲子会員から、近江美保会員と清末愛紗会員と3人での「共同体制」で分科会運営を引き継いでから初めて、久しぶりの開催であった。今回は「大学でジェンダーを教えるということ」をテーマとして、平和研究におけるジェンダー分析の意義について、もう一度、振り返ることとした。報告はロニー・アレキサンダー会員(神戸大学)と近江会員(長崎大学)が行い、討論を小川玲子会員(九州大学)が行った。

報告者には、出席者が議論するための問題提起となるような報告を依頼していた。お二方も研究もさることながら、ジェンダーやセクシュアリティの問題に取り組む市民運動の経験が豊富である。運動と研究のつながりは平和研究にとっては重要なテーマであるが、多くのジェンダー研究者が女性運動への参加から研究者になっているにもかかわらず、女性運動と平和研究が結びつくことは実は多くはない。そのような問題意識も共有した上で報告では問題提起がされたが、二報告ともフェミニズムの思想、運動のコアである「the personal is political」を実践するように、ジェンダー概念やフェミニズムとの出会いから始まるものであった。そして、それぞれのアカデミズムにおける経験を踏まえて、平和研究におけるジェンダー研究の今後についての議論のために刺激的な提起がなされた。

アレキサンダー会員は日本の平和研究でのジェンダー研究者として長く知られており、日本でのジェンダー研究や運動に参加しながら、その発展を観察した経験も長い。報告ではそれらについて、女子学生を受け入れ始めたばかりのエル大学を経て来日した当初の様子から、現在の大学院での教育や市民運動の活動などから見えてきたことが振り返られた。

ジェンダー研究との出会いに関して近江会員の報告では、学部での米国留学において女性学入門(“Women’s Studies 101”)を受講したことが紹介された。この女性学入門ではいわゆる CR (consciousness raising) の手

ある。それは、学校教育のみならず、家庭教育・子育て・しつけによる人格形成や、社会教育での児童・青年期～成人期の成長、民間・企業、エコ/ピースツーリズム、社会運動(平和・人権・環境等)など様々な場面で行われるとの指摘があった。

いとう報告では、Wikipediaでの平和心理学のページ(英語)を紹介し、日本語版を作る計画があることを述べた。また、当日出席できなかった著者の松本に代り、第10章「非暴力の視点から見た平和心理学とその可能性について」について詳しく紹介し、その内容が、相模女子大学で授業実践を行っていることの反映であることを説明した。

2つの報告の後、指定討論者である片野淳彦(札幌大学)の発言を皮切りに活発に質疑応答と報告者からのコメントがやりとりされ、充実の2時間となった。

(いとうたけひこ)

法が取られ、教員と受講生が親密な環境を作った上で個人の経験を語り合い、そこからそれら個人の経験と社会の在り方と関連を理解していくというものであったという。

アレキサンダー会員の日本での大学院生、そしてその後、非正規雇用教員を経てのアカデミズムでの経験は、数少ない女性であり、外国人であることによる「孤独」と表現された。また、この立場ゆえに、神戸大学に法学部助手として赴任した直後に学生から妊娠の相談を受けたことが紹介された。

この体験は実は現在でもジェンダー関係の授業を担当する教員の多くの経験と重なるものである。「ジェンダー」関係の授業はいまだに多くが女性の非常勤講師によって担当されている。近江会員は今年度から長崎大学の新設学部である多文化社会学部で国際人権論担当のポジションについているが、これまで非常勤講師として6大学+2大学院で10科目のジェンダー関連授業を担当したという。これはまだ大学でジェンダー分析が制度化されていないことを示しているが、さらにこれらの授業で扱うトピックゆえに、多くの担当者が非常勤講師でありながら、性暴力やハラスメントに関する相談を学生から受けている。

さらに、大学でのジェンダー研究の対象としてジェンダー暴力の問題に取り組むことと、ジェンダー概念を中心的な分析視座とすることについても議論された。この点について討論者の小川会員とも一致した認識は、ジェンダーについて学ぶことは、見えない、見えなくされているものを可視化するプロセスであるということである。

そこから問われた問題の一つは、ジェンダー研究の在り方である。研究分野としてジェンダー論として独立した授業を確保する重要性も強調されたが、ジェンダー分析を他の研究分野でも分析視座として取り入れる必要性が認識された。

さらに近年のジェンダー研究の発展と関連して、セクシュアリティの問題やセクシュアル・マイノリティやト

ランスの権利、クィアについて、ジェンダーの視点を持つ平和研究がより深く取り組む必要性やそれらを分析視座とすることがその他の人権の問題への関心を広げる可能性が指摘された。

分科会そのものは小規模ではあったが、いつもとは少し違う方々の参加もあり、「ジェンダーについて考え

る」、また「ジェンダーを通して考える」ことについて、日々の研究活動や市民運動での活動にひきつけた議論をすることができた。

(秋林こずえ)

「発展と人間安全保障」分科会

報告：大平剛（北九州市立大学）

「第2次安倍政権下における ODA 大綱の改定——国家安全保障戦略のもとでの人間の安全保障」

討論：高橋良輔（佐賀大学）

司会：原田太津男（龍谷大学）

大平会員の報告では、第二次安倍政権が ODA 大綱の改定を推し進める背景にある国際的・国内的環境の変化を探り、その過程で日本の外交方針の柱の一つである「人間の安全保障」概念も変質しつつあることが明らかにされた。本分科会の課題にふさわしい批判的な視角から、まさに現在進行形の喫緊の課題にとりくんだ報告だった。最初にその骨子を要約する。

本報告では、ODA 大綱改定の背景として、まずは DAC に所属していない新興国による援助／協力の増加という国際環境の変化、とりわけ 7,700 億円に上るとも言われる中国による途上国援助に注目する。中国の援助は、貿易および投資と一体となった、いわゆる三位一体型に特徴があり、さらには「ひも付き」援助がほとんどと言われる。また、海外進出企業には国有金融機関が長期融資を行うため、低コストで事業を行える中国企業に日本企業などは太刀打ちできなくなっているとも伝えられる。

大平会員の興味深い分析は、さらに、中国型と先進国型の援助方式の対立と収斂にむけられる。冷戦終結後、先進国援助ドナーは、デモクラティック・ピースやリベラル・ピースのもとで、民主化支援や人権尊重を軸とする政治的コンディショナリティという規範に従った援助に努めてきた。これに対して、こうした方針に懐疑的な中国は、自国の発展モデルをもとに中国式開発協力を推進してきた。その特徴は、「平等互惠（ウィンーウィン）」、「内政不干渉」、「条件（コンディショナリティ）未付与」というところにある。この対立そのものよりも、興味深いのはその収斂の方向である。というのも、先進国のルールを無視した中国式開発協力に対して、先進国ドナーは、従来掲げてきた援助方針を強化する方向に向かうのではなく、むしろ中国の方式へと吸い寄せられつつあるからだ。そうなる理由は、先進国ドナーの国内経済が低迷し、新興国が開発援助分野で徐々にシェアを拡大させているなかで、DAC のルールに縛られない中国と伍していくためである。

ODA 大綱改定の国内経済面の要因は、日本財界、とりわけ中国の援助政策に対して日本経済団体連合会が有する危機感にも求めることができる。経団連は、バブル崩壊後の日本経済が低迷するなか、年間 1 兆ドルを超えると推計される新興国のインフラ整備事業を日本の成長戦略の柱と位置づけ、インフラ整備の海外展開を日本政府が後押しするように積極的に政策提言を行ってきた。日本政府の制度整備もあって、日本企業が円借款事業を活用しやすい環境が整えられた。ただし、大平会員は、こうした借款の増加が、累積債務問題や官民癒着や腐敗などの問題を生みやすい点にも注意を喚起する。

国外安全保障面の要因としては、やはり中国の軍事的

台頭、とりわけ海洋進出とそれに対応した米国のリバランシング戦略という変化が大きく寄与している。豊富な海洋資源を確保すべく、1992 年制定の「中華人民共和国領海及び接続水域法」のなかで、中国政府は、尖閣諸島、台湾、澎湖諸島、東沙諸島、西沙諸島、南沙諸島が中国領土の一部であると規定し、琉球諸島から台湾を通ってボルネオ島へと続く、いわゆる第 1 列島線から西の海域が中国領土であり、そこに含まれる島嶼は中国にとって「核心的利益」であることを主張した。中国の拡張主義の結果生み出された南シナ海の領有権問題は、ASEAN 加盟国が関わる広域の領土問題となった。

これに対して、米国は、旧来のハブアンドスポーク・モデルではなく、ホイール・モデルを採用した。オバマ政権は、リバランシング戦略、すなわち防衛上アジア太平洋地域重視へと米軍の戦略をシフトさせることを宣言した。この変化を受けて 2012 年に開催された日米同盟の強化を再確認するための日米安全保障協議委員会のなかで、日本政府から ODA を戦略的に活用して沿岸国へ巡視船艇を提供することが表明され、ODA がアジア太平洋地域の安全保障を追求する手段の一部と化していることが明確になった。

このように外交、防衛、開発はもはや一体化したのものとして捉えられており、ここでもまた、ブッシュ政権下「テロとの戦い」の文脈で用いられるようになった米国の国家安全保障戦略、いわゆる 3Ds (Diplomacy, Defense, Development) 戦略が浸透していることがわかるのである。

ODA 大綱の改定は、以上のような背景と要因によって、進められようとしている。「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会」が提出した報告書によれば、その狙いは、安倍政権が掲げる「積極的平和主義」のもと、「国家安全保障戦略」および「日本再興戦略」と整合性のとれた ODA 大綱の改定を推進することである。さらに「非軍事的手段による平和の希求」と題した基本方針では、非戦闘分野における軍隊の活動との連携が謳われている。また、日本政府は有識者懇談会の方針に沿い、災害などの非軍事的活動に限定して ODA による軍支援を解禁する方向で検討に入っていると伝えられる。

ODA 大綱に掲げられた 4 原則も、すでに原則 2「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」が、例外的とはいえ国際的には軍用船舶と見なされる巡視船艇を ODA によってインドネシアに供与したケースによって、形骸化している。

こうした過程で、大きな変質を被ったのがまさに人間の安全保障概念だった。そもそもこの概念によって、日本の ODA 政策はそれまでのインフラ中心で国益重視の援助から徐々に社会的弱者支援、緊急・復興援助、環

境・保健分野に収斂してきた経緯があった。しかしながら、2000年代に入り「テロとの戦い」を境に日本のODAの性格が大きく変容してしまった。

現在のオ大綱改定の源流は2000年代の初頭にもとめることができる。すでに2003年のODA大綱の改定は、3つの変更、つまり「テロ」という文言が使用され、「人間の安全保障」が基本方針として提示され、そして「国益」がはじめて明示的にODAと結びつけられたのだった。

本報告では、ODAの性格の変質を示す事例が二つ取り上げられた。

第1に、対中国戦略の一環として、豊富な資源や地政学上の利点をもつミャンマーとの関係強化を図るという思惑にもとづいて、官民挙げてのミャンマー支援の一つとして浮上してきたのが、ティラワ経済特区における開発案件である。

ティラワ経済特区とは、開発面積400ヘクタールのヤンゴン近郊の土地に巨大な工業団地を造るという構想である。しかし、この開発事業で立ち退きの対象となった住民が高額補償を求めてミャンマー政府と対立するだけでなく、JICA（国際協力機構）に対して農地の喪失や生活手段の喪失を訴えて異議申し立てを行ったことで、先行きに暗雲が立ちこめている。本案件は、経済利益を追い求めるあまり、「人間の安全保障」という観点が希薄化しつつあることを示す事例と言えるだろう。

第2に、上述の米国のリバランス戦略の影響を受けつつ、日本政府は、国家安全保障のためのシーレーン確保の動きを活性化させており、中国と係争を抱える国々を支援することで中国包囲網を形成しつつある。その方策の一つとして企図されているのがODAを用いた巡視船艇の供与である。今回予定されているフィリピンやベトナムのケースは、海賊対策という国際的脅威の対処という理由があった先のインドネシアのケースとは違って、利害の衝突する国際紛争地に関わる供与である。

こうして、「人間の安全保障」はあらゆる人間ではなく特定の人びとのみを対象とするように変質を遂げたくて「国家の安全保障」に統合されていることが明らかとなった。

本報告のためのフルペーパーの「おわりに」で、大平会員はこう見事に総括している。「『貧すれば鈍する』の格言通り、経済的国益実現のために『人間の安全保障』が本来備えていた崇高さは蝕まれ、国家安全保障に統合されることで、概念の矮小化が進んでいると言わざるを得ない。・・・言い換えれば、1998年から2014年までが、日本のODA政策の例外期間であつたということになるのではないだろうか。・・・本稿で取り上げた巡視船艇供与は、防衛装備移転三原則への移行を含む「国家の安全保障」強化の動きの一角に過ぎないが、日本のODA政策が公然と軍事・防衛・安全保障と結びついていく分岐点の事例として重要である。ODA大綱が再度改定されることで、この点がより鮮明になることだろう」。

以上の報告に続いて、討論者とフロアとのやりとりを要約しておきたい。

報告を受けて、討論者の高橋良輔会員から、(1) ODAの変質は中長期的な流れに即するものか、新しい突発的な動きなのか、(2) 日本の対外援助の地政学的変更は、中国ファクターとの対抗を軸とするのか、東南アジア重視の路線によるものか、(3) 先進国の動向について、援助効果を問うていたのに欧州も引きずられていくのか、中国のやり方を馴致していくのか、(4) ODA大綱の形をとる政治性の問題として、ODA法を作るべきなのに閣議決定で重要事項を決めてつき進めていく安倍政権の政治手法に問題がある、(5) 人間の安全保障には人づくりや技術供与など非軍事分野での協力に意義があるのではないかと、という質問とコメントがなされた。

大平会員からは、(1) 2001年からの流れに安倍首相が乗っかったとみなす、(2) 大綱原案では経済的利益が強調されており、政治的目的是見えにくい、(3) 開発効果あればいいということで、イギリスも中国と妥協している、(4) ODA基本法はある方がいい、(5) 非軍事主義とは決別したが、外務省は「先のことはわからない」という立場をとっている、との回答があった。

フロアからは、以下のようなコメントと質問が寄せられた。(1) 公的な円借款よりも民間資本によって累積債務問題は起こったのではないかと。(2) 政治的ツールとしての援助という中国モデルのスタンダードが生じているのではないかと。(3) 対外関係で民事・軍事civil-militaryの区別がわからなくなっている、NIDAの定款にも「軍事研究はしない」と明記されていたが積極的平和主義はすでに潜在していた。(4) 国連総会などでも反カナダ、「欠乏からの自由」を重視するASEANファクターはたしかに存在する。(5) 人間の安全保障の概念自体が変わったのか、言説をめぐって変わったのか、それとも悪用されたのか。(6) ODA大綱は問題もあるが、国際協力を学生に説く立場からすると、夢も与えない。(7) JBICが対中円借款を減らすと外交力指標の観点から中国の情報なくなるという問題が起きる。

(8) 援助の貸し手は対中封じ込めの意図があるが、借り手は中国中心のADBを構想しているといった具合に、それぞれの思惑にずれがある。(9) 東アジア共同体というスローガンは歴史的経緯から言っても使いづらいが、Human Security in East Asiaなら使える。復旦大学でも使っている。

大平会員からは、(1) ASEANも反中で一枚岩というわけではなくカンボジアのような親中国も存在する(2) 言説の変化であり政府解釈の変化である、(6) 教育上、両論併記すべきだし、プロジェクトベースというよりも大局的議論ベースが重要となると考えるといった回答がなされた。

周知の通り、その後2015年2月にODA大綱の改定（国際協力大綱）が閣議決定されたが、まさに本分科会の議論のなかで懸念された内容（3Ds）が盛り込まれる結果となってしまった。平和概念や人間の安全保障概念の悪用に、われわれは引き続き警鐘を鳴らし続ける必要が高まったと考えるべきだろう。

（文責：原田太津男）

「難民・強制移動民研究」分科会

報告：佐藤滋之（早稲田大学大学院／UNHCR） 「自然要因による避難民に対する UNHCR の取組み」
 討論・司会：小泉康一（大東文化大学）

近年、環境による強制移動は国際社会の主要な政策課題となっている。環境変化と闘い、その影響を減じる緊急方策の必要性の認識である。2009年12月、コペンハーゲンでの環境論議では、大量避難の可能性が浮き彫りにされ、特に被害の怖れがあるバングラデシュ政府から西側諸国へ対策が求められた。

研究面から言えば、いくつかの研究は、早期警戒制度の開発や潜在的影響を減じるため、広範な環境変化による地理的要因を描き出すことに集中している。他の研究は、社会文化的、経済的、政治的要因の理解を進めるため、現環境においての避難を研究している。2009年の国際移住機関（IOM）の報告では、既存の知識の合一を求め、特に移民流出と環境変化もしくは環境悪化の間の関係についての明確なデータ不足が強調されている。

こうした中で UNHCR は、既存の法制度の枠外にある環境移民のニーズに合わせるべく、新しい保護体制を作る必要を感じている。

報告者の佐藤滋之の会員は、長年の救援活動の現場を踏まえ、なぜ UNHCR は委任事項（マンデート）を拡大したのか。その動きは、従来の主活動たる「庇護」から、「保護」へのシフトではないかと論じる。UNHCR のインド洋津波後の救援活動への参加は、大変な数を占める国内避難民（IDP）とともに、自然災害の犠牲者の保護への UNHCR の国際的関与の傾向を一層強めた。保護という活動への組織としての UNHCR の転換は、自然要因による避難民への関与であり、「保護」シフトへの現れではないかと、佐藤会員はいう。

人々の大量避難は、エコ・システムに影響を与え、結果的に人々の生活や国家の安定性に大きな影響力を持つことが明らかになった。UNHCR は益々、その事業活動と法的委任事項の拡大を視野にいれ、自然災害での保護を行うべく関心を示している。しかしこれは条約難民への庇護が現在かなりの負担の時に、UNHCR の委任事項の過剰な拡大に至るかもしれないという、深刻な懸念が

ある。

佐藤会員は、最後に2012年施行の「アフリカにおける国内避難民保護と援助のためのアフリカ連合条約」（通称カンパラ条約）といった地域国際機構の役割に着目し、今後 UNHCR を含め、地域アクターが援助枠組みにどのような影響を与えるかに注目している。

会場の出席者からは、IOM 等の対応に対し、UNHCR の対応が遅いのはなぜか。現在国連が採用しているクラスター・アプローチの際の他の協議機関と UNHCR との関係、どこが主導機関になるかはどのようにして決められるのかが、質問された。

どのような法制度や制度的枠組みがよいのかについてはかなりの議論がある。長いこと論議されてきたのは、保護への権利の形態は、環境による避難民にどのように合致させ、どんな国際制度の形が環境による強制移動に最もよく対応するかであった。どんな政策が、環境移民という避難原因が様々に異なる集団の多様なニーズに応えられるか、その際とられるアプローチは、権利ベースか因果アプローチか、それらは効果的な保護を与えられるのか否か……。おそらく政策担当者と研究者に課せられた最も重大な問題は、政治的問題であり、保護問題に関連している。

環境変化の研究は学際研究である。現在の経験的事実の多くは、環境科学者からきている。しかし強制移動の視点からは、避難の力学への深い理解が、環境移動の人間の側面に対し、適切な反応をする上で、決定的な役割を果たしている。

強制移動研究は今後、環境により誘発された移動の力学に焦点を合わせ続けるとともに、環境変化だけではなく、例えば人口過剰や森林伐採といった人的要因による環境による強制移動の別の形態を見ることも必要であろう。

（小泉康一）

「公共性と平和」分科会

報告：玉井良尚（立命館大学）

「戦争と水インフラの破壊——朝鮮戦争とベトナム戦争におけるアメリカの軍事行動からの考察——」

報告：横田匡紀（東京理科大学）

「現代国際社会における地球環境ガバナンスの変容」

討論：濱崎宏則（長崎大学）

司会：玉井雅隆（立命館大学）

今回、本分科会では「環境・公共性と平和」をテーマに、玉井良尚会員（立命館大学）、横田匡紀会員（東京理科大学）から報告が行われ、水問題の専門家であり、環境問題に造詣の深い濱崎宏則氏（長崎大学）に討論いただいた。司会は玉井雅隆（立命館大学）が務めた。以下に報告概要を記す。

玉井良尚会員からは、「戦争と水インフラの破壊——朝鮮戦争とベトナム戦争におけるアメリカの軍事行動からの考察——」として、水インフラと戦争の関係性に関し報告がなされた。

歴史をみていくと、戦争において、「河川の流れを変える」、「ダムや堤防などを決壊させる」、「浄水施設・灌漑施設などを破壊する」といった水インフラへの攻撃が往々にしてある。しかし今日では、1977年に成立したジュネーブ諸条約第一追加議定書の第54条（飲料水施設及び供給設備、灌漑施設の破壊の禁止）と第56条（ダム・堤防を攻撃対象することへの禁止）における水の保護規定が、「水」への攻撃を国際人道法違反としている。そのようななかで、アメリカは、現在に至るまでこの第一追加議定書に未加入である。外交戦略において軍事オプションを常に保持しているアメリカが未加入であるという事実は、戦争において水インフラ攻撃の事例が今後も続くことを意味するのであろうか。この点を考察することが本研究報告の目的である。本報告では、朝鮮戦争とベトナム戦争においてアメリカが行った水インフラ攻撃での軍事行動を分析し、その攻撃の意図を探ることで上述の点を考察した。朝鮮戦争では、アメリカ軍は、和平交渉が模索されていた最中の1952年6月に北朝鮮側にある水豊ダムへの戦略爆撃を行っている。ベトナム戦争では、アメリカ軍は公式には否定しているが、北ベトナム軍によって堤防上に設置された対空火器を攻撃する際に堤防も同時に攻撃している。また、北ベトナムを和平交渉のテーブルに着かせるべく、1972年12月にアメリカ軍によっておこなわれた戦略絨毯爆撃は、多くの浄水施設など水インフラを破壊した。さらに、ベトナム戦争への世界的関心と懸念が大きき要素となって結実したとされる第一追加議定書成立に至る第54条と第56条の審議過程において、アメリカは、現実主義的観点からダムや堤防への攻撃禁止に反対した。このような水インフラ攻撃に関するアメリカの軍事行動の時期や態度を分析すると次のようにまとめられる。1) アメリカ軍の水インフラ攻撃は、和平交渉が模索されている中でも行われている、2) アメリカ軍はベトナム戦争の

頃から水インフラ攻撃への確信的意図を否認するものの、攻撃オプションは存在し保持している。よってこの2点から導かれるのは、アメリカの水インフラ攻撃が現実主義的な軍事戦略の観点から時期と条件を鑑みて行う制約的な軍事行動オプションということである。とりわけ、2014年8月、イラク国内において武装組織「イスラーム国」によって占拠されたダムを奪い返すため、アメリカが自国の「自衛権」を名目にダムを舞台にして空爆を行ったことは、水インフラ攻撃が「制約的な軍事オプション」であることの証左といえる。

次に、横田会員より「現代国際社会における地球環境ガバナンスの変容：グリーン経済を事例に」として、地球環境ガバナンスに関しグリーン経済を例に報告が行われた。

この報告では、グリーン経済を事例として、地球環境ガバナンスの構成要素と方向性を考察することを主たる目的とした。まず地球環境ガバナンスの特徴および地球環境ガバナンスをとりまく状況を概観した上で、特に調和的な方向性、ネオリベラルな方向性、ラディカルな方向性といった地球環境ガバナンスの方向性に注目し、検討の視点を提示した。

次にグリーン経済に関する事例検討を行った。グリーン経済が注目されるようになった背景および沿革について言及した後、グリーン経済への取り組みを次の3つに分類した。第一はOECD主導の「弱いグリーン経済」、第二はUNEPなどが主導する「均衡のとれたグリーン経済」、第三は市民社会主導の「オルター・グリーン経済」である。それぞれの取り組みについて地球環境ガバナンスの構成要素を分析し、その異同を明らかにした。また上述の視点から2012年に開催されたリオプラス20に関する検討も行った。事例検討の結果、上述の3つの方向性がせめぎ合う現状を指摘し、地球環境問題の解決にとって効果的な合意形成の困難さを確認した。

また、これらの報告に対し討論者の濱崎氏からは玉井会員に対して第一追加議定書と水問題の関係性、横田会員に対して地球環境ガバナンスの今後に関する指摘などがなされた。それらの濱崎氏の指摘に対して各報告者から返答があり、またフロアからも様々な意見や質疑がなされるなど、活発な質疑応答がなされ、フロアの人数自体は少なかったものの、環境と公共性に関する認識がより深められた有意義な分科会であったように感じられた。（玉井雅隆）

「平和運動」分科会

テーマ：「原発問題の複合的構造を問う——エネルギー、環境、人権、安全保障の絡まりについて」

報告：鳥原良子（川内原発建設反対連絡協議会）

「川内原発は再稼働ではなく廃炉を決断するとき」

報告：藤岡惇（立命館大学）

「“ミサイル防衛”をどう考えるか——京都府経ヶ岬での米軍レーダー基地の建設をめぐる」

討論：福田忠弘（鹿児島県立短期大学）

司会：清水竹人（桜美林大学）

今回、川内原発をかかえる鹿児島での平和学会開催にあたり、平和運動分科会では原子力発電所（以下、原発）の存在理由と米国の世界戦略、両者の関係、それを推進あるいは追従する日本の政策にメスを入れたいと考えた。地元からは川内原発反対運動をリードしてきた川内原発建設反対連絡協議会の鳥原良子氏、ミサイル防衛と宇宙空間の軍事化に警鐘を鳴らしつづける立命館大学の藤岡惇教授の報告を届ける。この分科会報告に加え、翌12日の部会2「フクシマの意味と日本の選択」及びエクスカッション「川内原発コース」に組み込まれた地元住民との意見交換会で得られた情報についても、一部引用させていただいた。また、自由論題部会1における大野光明会員の「軍事化に抗するということ——京都府京丹後市での米軍基地建設問題をめぐって」は、まさにXバンドレーダーのことである。そちらも再確認してほしい。

1. 川内原発は再稼働でなく廃炉に（鳥原良子）

1964年12月、当時の川内市議会が全会一致で原発誘致を決定した。しかし1967年に串木野市と阿久根市の漁協が反対の声をあげ、1972年11月には原発建設反対県民集会が開催される。原発の危険性を専門家から学ぶにつれて反対する者が増え、1973年11月、14団体による「川内原発建設反対連絡協議会」が発足した。一方、九州電力（以下、九電）は数十億円を使って漁民を賛成に転じさせ、当時の社会党や共産党の議員の子弟を狙い撃ちにする形で、電力や建設、保安管理を担う企業に雇用するなどして、反対の声を封じ込めていったのである。

川内原発1号機は1984年7月に商業運転を開始。九州で最初の原発を目指した誘致であったが、佐賀県の玄海原発に9年の後れをとることになった。九電が原発立地として、川内市でなく玄海町を選んだのは「川内の地盤の弱さ」だったという。しかし、川内原発の建設予定地における地質調査にあたっては、採取したボーリングコアがぼろぼろで、とてもサンプルとして評価に堪えないとして、別のものに差し替えられた。これはデータのねつ造にほかならない。原子炉安全専門審査会が出した最終結論は、「六、七本の差し替えが疑われるものの、炉心部に関わる二本について、追加ボーリングによって地盤に支障なし」というものであった。「地盤が固くないから安全」という技術者までいたという。これが科学的知見なのであろうか。

電源三法による交付金、原発そのものによる固定資産税、核燃料税が川内市に流入。多くの公共施設などのハコモノだけでなく、ソフト面への使用が認められるようになったことから、今では学校の主事や司書補の給与にも使われている。市の財政が困難になるたびに九電に寄付を要請する、いわゆる「おねだり財政」に陥っているのが現状だ。鹿児島純心女子大学誘致のために要した用地確保費の50億円、川内駅舎建設費なども九電が出している。「原発に依存したまちづくり」という状況であ

るから、原発反対はもちろんのこと、話題にするだけでもタブーという風潮が蔓延することとなった。

それでは、現地の人々は本当に原発を歓迎しているのだろうか。13カ月毎の定期点検時、電力社員や作業員の利用によって、宿泊施設などを中心に町に利益がもたらされ、観光客を断ることもあるくらいだというが、それは一時的なものに過ぎない。原発と観光は共存できるのだろうか。すぐ近くにPR目的の展示館があり、「怖いもの見たさ」の観光があり得るとしても、リピーターにはなり得ないし、まして住みたいと思う人はいるまい。町の中心部は、日曜日ということもあるが、商店のシャッターは降り、人通りもまばらであった。原発は地域の過疎化を進めるばかりだ。気になったのは、展示館内に設置されていた空中線量計が毎時0.15 μ Svを指していたこと。炉心から約800mという近さであるが、運転休止中であり、線量計が屋内にあることを考えると、東京の約10倍にもなるこの数値をどうとらえるべきか。

住民の多くは原発に反対なのだが、家族や親類縁者の誰かが原発事業に関わっていることが多く、表だって反対できないのだという。警察を含め、行政の奥深くまで浸透しており、住民同士が相互監視する地域になってしまった。意見交換会で「村八分」という言葉を聞き、驚いたものである。けっきょくは目の前の利益のための賛成でしかない。わずかに12kmしか離れていない純心女子大では、どのような思いで志願者募集をしているのだろうか。大学で勤務する者として、教職員の悩みが伝わってくる。

この前日（2014年11月7日）、鹿児島県知事が再稼働に同意表明した。10月28日の薩摩川内市長・市議会の同意とあわせ、再稼働の要件が整ったかのような報道をするマスメディアもある。しかし、30km圏内の自治体は薩摩川内市だけではないし、そもそも原発の稼働に自治体の許認可が義務づけられているわけでもない。審査基準を満たしていれば、電力会社は運転できるのだから、儀式と言うよりアリバイ作りみたいなものである。再稼働をめぐり、市内4団体によるアンケート調査の結果、約85%が再稼働すべきではないと答えた。福島第一原発の教訓を、市民は肌身で感じているといえよう。福島の人々は年間20mSvを上限に、被ばくを強いられている。これは、飲食も睡眠も18歳未満の労働も禁止されている放射線管理区域（5.2mSv）の4倍に近い。そんな中での生活が許されるということは、国が二重基準を使い分けていることにほかならない。

行政が作成した避難場所の多くがハザードマップの地域であることは、もう笑止でしかない。そもそも「避難」という用語がおかしい。台風や暴風雨なら、安全な場所に一時的に避難し、過ぎ去った後に帰ることができる。しかし原発事故の場合、帰還できない人がいることは、福島の例を見てもわかることだ。10年、100年にわたって避難を継続する。一生帰ることのできない避難、それは避難ではなく「移住」と呼ぶべきであろう。万一

の過酷事故に備えるのであれば、行政が示すべきなのは、避難計画ではなく移住計画の青写真であるべきだ。それをしないのは無責任であるし、追求しないのは無関心だと思う。「再稼働でなく廃炉に」という声は、実に理にかなった求めであるといえよう。

2. 「ミサイル防衛」の配備とどう闘うか（藤岡惇）

レーガン政権下の戦略防衛構想 SDI（別名スターウォーズ計画）が姿を変え、小ブッシュ時代にゾンビのごとく再登場したのがミサイル防衛（以下、MD）である。宇宙空間を戦場にしないため、1972年に ABM 条約が締結された。米国は 2002 年に脱退して以降、偵察衛星、ミサイルを誘導する衛星、敵の弾道ミサイルを撃墜する衛星、衛星を攻撃する衛星など、あらゆる種類の軍事衛星を配備し、実戦を前提にした実験をつづけている。

その技術や能力を米一国に独占させておけば、米国にだけ都合の良いグローバルゼーションになるであろうし、米国の軍事的プレゼンスが強まるほど、他の国の主張は通らなくなる。当然のことながら、大国は対抗措置をとるよりほかない。かくして軍拡競争は宇宙空間にまで及び、ここを戦場にすするリスクは限りなく大きくなってしまった。その一方で、こうしたテクノロジーを持たない「遅れた国」はどういう手段をとり得るか。

戦争の第一撃は、まずは敵の「目を奪う」ことである。イラク戦争のとき、米軍はイラクのレーダー基地を最初に攻撃した。反撃する側も、おそらく同じことをするだろう。集团的自衛権の行使が可能になり、米国の「防衛」と称する先制攻撃を含む戦争に日本も加担するとなれば、攻撃する可能性とともに、反撃される可能性、すなわち攻撃を受けることを想定しておかなければならない。日本には米軍のレーダーが何カ所かあるが、京丹後市宇川に作られた Xバンドレーダーも、まさにそのひとつである。可動式の Xバンドレーダーは安全な場所に退避させることができるだろうし、米軍関係者は地下深い退避壕に隠れればよいかもしれないが、取り残された地域住民はどうなるのか。このことに対する意識については、大野光明会員の報告を参照してほしい。

ピンポイント精度の攻撃ならともかく、標的から外れた場合も想定しておかなければならないだろう。若狭湾沿岸は原発銀座と呼ばれるほど原発が多数あり、青森県の三沢基地も、遠からぬところに原発や再処理工場が建てられている。核兵器を持たない国も、敵国の核施設を攻撃すれば、たとえ通常兵器によるものであっても、核攻撃かそれ以上の被害を与えることができよう。そう、原発は核施設なのだ。軍事基地ほどの防衛力を持たない点も、攻撃する側にとっては大きな利点になる。意図的に狙わなくても、送電設備や冷却水取水システムに損傷を受ければ、原発は容易に破壊されるだろう。付近の米軍事施設も、結果的に無力化される可能性がある。フロアから木村朗会員が、沖縄電力を除くすべての電気事業者（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四

国、九州の各電力）が原発を有しているのに、唯一沖縄電力だけが原発を持たないのは、米軍基地への被害を避けるためであろうとコメントした。正鶴を射た指摘だと思う。2011年4月17日、ヒラリー・クリントン米国務長官が来日したのも、東日本大震災への支援表明もさることながら、浜岡原発の稼働停止を日本政府に突きつけるためだったと見る識者が多い。確かに、風下 160km 圏には横須賀の在日米軍司令部が入っている。

軍事衛星がミサイルを監視・迎撃し、衛星を破壊するためのミサイル打ち上げが行われる。両者も地上のレーダーがあつてこそ有効だ。しかし、軍事衛星に大きな攻撃能力を持たせる——米国は宇宙空間からレーザーで地上を攻撃できるシステムを開発中——には相当なエネルギー供給装置が不可欠になる。そこで考えられているのが、宇宙空間への原子炉打ち上げである。故障したり大気圏内へ突入したりすることは絶対にないのか。打ち上げ失敗の可能性は。想像するに恐ろしい。

在日米軍が存在する理由は何であるか。1848億円の「思いやり予算」は必要なのか。日本国民の多くが「有事の際に日本をまもるため」に在日米軍が駐留していると思っている。しかし、在日米軍の司令官及び米政府は「在日米軍基地は中東・アフリカ方面に展開するための出撃拠点であり、日本防衛の部隊は米国西海岸及びハワイから派遣する」と答えている。米国自身が「そうではない」というのに、日本人だけが勝手に「そうだ」と信じ込んでいるとは、なんと滑稽なことだろう。米国に行ったとき、何人かに在日米軍基地の意味をたずねてみたことがあるのだが、かなりの人が「日本に再び侵略戦争を始めさせないため」と返答した。日本に対する抑止力である。歴史を振り返り、安倍政権の政策を思えば、むしろこの方が納得しやすいだろう。米国自身が「そう」で、中国との間にある無人の岩礁をまもろうなどと、米大統領や政府がすると思う方がどうかしている。

しかし、将来は核武装し、自前の軍隊を持ちたい。そのためには、核弾頭の材料を製造する施設としての原発が必要だし、その運搬手段であるロケット技術を磨くことが欠かせない。MD はミサイルの性能の検証にも役立つはずだから、米国・米軍に向かうミサイルや衛星を迎撃するため、何が何でも集团的自衛権の行使が可能でなければ困るというわけだ。原発と軍事が結びついており、さらには核武装とセットになった対米自立、戦後レジームからの脱却を目指すのが現政権である。脱原発や平和を希求するのであれば、まずは無関心と決別し、こうしたカラクリを見破る知性が必要になってくるだろう。それには、メディアと教育の果たす役割が大きい。どちらも心もとないのが今の日本である。「平和」を標榜するこの学会が動かずして、何が変わるだろうか。心して取り組みたい問題だ。

（清水竹人）

地区研究会報告

北海道・東北地区研究会

北海道・東北地区研究会は、最近の日本の大学をめぐる諸情勢、および今後の会員間の相互協力をテーマに、下記のように研究会を実施した。

日時：2014年12月16日（火）
18時から20時
場所：北海道大学古河記念講堂

関東地区研究会

2014年秋季研究集会

日時：2014年12月12日（金）
18:00～20:00（開場17:30）

場所：大阪経済法科大学東京麻布台セミナーハウス
テーマ：＜表現の自由を守るために——国際人権法と日本国憲法から考えるヘイト・スピーチ＞市民文化フォーラムとの共同企画

1. 映像上映：映像で見るヘイトスピーチ「ヘイトスピーチ&ヘイトクライムそして排外主義編」
2. 講演：前田朗（東京造形大学教授）
「表現の自由を守るためにヘイト・スピーチを処罰する——国際人権法と日本国憲法から考える」
3. 報告：内海愛子（大阪経済法科大学特任教授）
「朝日バッシング報道の経過と現状」

2015年春季研究集会

日時：2015年3月21日（土）13:30～17:30

場所：恵泉女学園大学多摩キャンパス

テーマ：「小さな民」から ODA の軍事化を考える

恵泉女学園大学平和文化研究所・花と平和のミュージアム共同企画

1. 基調講演 中村尚司（龍谷大学研究フェロー）
「村井吉敬の歩くアジア学」が意味するもの」

2. 報告：

長瀬理英（メコンウォッチ理事・元開発コンサルタント）「水際に立つ日本の ODA：対フィリピン ODA は渡りに船か」

高橋清貴（恵泉女学園大学教授・JVC）「積極的平和主義がもたらす ODA の軍事化とは」

内海愛子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター特任教授）「戦争賠償から ODA へ」

矢野秀喜（強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク事務局長）「65 年日韓国交正常化と経済協力方式への道」

討論：

大江正章（コモンズ代表・アジア太平洋資料センター共同代表）

地区研究会からのお知らせ

関西地区研究会からのお知らせ

日時：6月6日（土）午後2時～
場所：同志社大学島丸キャンパス
報告：藤岡惇「ミサイル防衛は新型核戦争を招く——宇宙でも戦争する国・日本の行く末」
合評：大野光明『沖縄闘争の時代 1960/70—分断を乗り越える思想と実践』（人文書院、2014年）
詳細については、後日改めてご案内します。

編集委員会からのお知らせ

『平和研究』第46号（2016年5月刊行予定）への投稿の呼びかけ

日本のアジアの国々への侵略が、連合国に対する敗戦によって終結してから今年で 70 年となります。しかし、現在の日本、中国、朝鮮半島を中心とした東アジアにおいて、「領土」問題、（日本軍「慰安婦」および南京事件などに関わる）「歴史認識」問題、また沖縄や韓国での米軍のプレゼンスの増強など、政治的、社会的緊張は高まるばかりです。ナショナリズムの高揚、安全保障のディレンマ、平和主義の退潮、未解決の戦争・植民地責任、そして終わることなき冷戦構造など、この地域の平和をめぐる情勢は混迷の度を深めています。

このような東アジアの危機的状況に鑑み、『平和研究』第46号は、「東アジアの平和の再創造」をテーマとします。東アジアの危機に直面して、平和研究は旧来のパラダイムの行詰りを認識し、平和を再創造するための新たなヴィジョンや構想力を示すことが求められてい

ます。その際、一国を超えたトランスナショナルおよびリージョナルな視座、さらには政府だけでなく地域社会や市民・民衆、ジェンダーなど多層的なレベルへの幅広い目配りが不可欠と言えます。「東アジアの平和」を考えることは、地理的な「東アジア」に視野を限定するものではなく、むしろ、そのような地理的区分を問い直すことにもなります。また、アジア太平洋戦争終結後の 70 年を、「戦後 70 年」と呼ぶことをも批判的に検証する必要があるでしょう。

については、この特集テーマに関わる投稿文を募集します。ふるってご応募下さい。

また、この特集テーマ以外にも、平和研究の発展に貢献する論文であれば、「自由投稿」の枠で投稿を受け付け、査読の対象といたします。

なお、お申込みの際には、「特集」あるいは「自由投稿」のいずれの枠に投稿を希望されるのかを明記ください。

投稿された論文は査読のうえ、編集委員会が最終的な掲載の可否を決定いたします。

分量：1万6,000字以内（厳守）

投稿の申込み締切り：2015年5月31日（日）

投稿原稿の提出締切り：2015年8月31日（月）

投稿申込み方法：（1）論文仮題、（2）要約（1,500字程度）、（3）住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレスを下記の応募先までお送りください。なお、申込みの際には、受領の確認メールを返信いたしますので、万一返信がない場合は再度ご連絡ください。

応募先：

秋林こずえ（同志社大学）

kakibay(a)mail.doshisha.ac.jp

五十嵐誠一（千葉大学）

seiichi(a)angel.nifty.jp

両編集委員宛にお送りください。

（送信の際には(a)を@に置き換えて下さい）

『平和研究』投稿規程について

編集委員会では『平和研究』の投稿規程をまとめ、2014年11月の理事会および総会で承認されました。内容は以下の通りです。論文の投稿を希望される方はご参照ください。

- (1) 『平和研究』への論文投稿は、その著者が日本平和学会員であることを条件とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、非会員であっても、投稿申込の以前に入会申込書が学会事務局によって不備がないものとして受理されていれば、その投稿申込を認めることとする。その入会申込が理事会または総会で承認された後、会費納入が確認された上で、投稿論文を正式に受理することを原則とする。
- (3) 会員に広く執筆機会を提供するために、投稿を希望する号より前の3号に（投稿または依頼）論文が掲載されている会員については、投稿資格は認められない。ただし、書評や巻頭言はこの規定の適用範囲に含めない。

（委員長・小田博志）

企画委員会からのお知らせ

2015年度秋季研究大会 自由論題部会の報告募集

日本平和学会では、2015年度秋季研究集会における自由論題部会の報告希望者を募集します。

開催日及び会場

2015年11月28日（土）～29日（日） 於・琉球大学
（過去の例によりますと、自由論題部会は初日の午前中に開催されますが、現時点では未定です。）

応募可能な方

- ・日本平和学会会員または応募の時点で入会申請書が受理済みの方
- ・過去2年間に開催された研究大会・研究集会の部会および自由論題部会で報告を行った会員は原則として応募できません。

応募方法

1 単独報告

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先（住所および電子メールアドレス）、報告タイトル、報告の概要（1,000～1,200字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員宛に、郵送または電子メールでご応募ください。

2 パッケージ提案

パッケージ提案の代表者の氏名、所属、連絡先（住所および電子メールアドレス）、部会のテーマとその趣旨、部会の構成、各報告者名とそれぞれの報告タイトルおよびその概要（1,000～1,200字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員宛に、郵送または電子メールでご応募ください。なお、採用させていただくパッケージ提案につきましては、企画委員会から若干の変更などをお願いする場合があります。

締め切り

2015年6月30日（火）（郵送の場合は30日必着）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を、2015年7月下旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

君島 東彦（日本平和学会第21期企画委員長）

〒603-8577 京都市北区等寺院北町56-1

立命館大学国際関係学部

TEL : 075-466-3541（研究室）

: 075-465-1211（事務室）

E-mail : kimijima(a)ir.ritsumei.ac.jp

（送信の際には(a)を@に置き換えて下さい）

平和教育プロジェクト委員会からのお知らせ

平和教育プロジェクト委員会では、2015年7月の広島大会に向けて、当委員会が主催する予定の平和教育ワークショップ企画の準備のため、3月5～6日と広島を訪問し、市民のネットワークに聞き取り調査等を行った。また、市民の皆さんにご協力いただき、7月のワークショ

ップの準備の意味も含め、一般に開かれた交流会会合が3月5日に実現した。その詳細は以下の通りである。

内容：「紛争解決の様々な方法：平和構築トレーニングプログラムから」

講師：奥本京子（平和教育PR委員会 委員長）
 主催：平和教育地球キャンペーン中四国支部
 会場：広島市東区民文化センター中会議室。

この広島でのネットワークのための交流会では、参加者の中から「もっと繋がり合いたい」との多くの声が聞かれた。また、7月の当委員会のワークショップの宣伝も行い、その他、いろいろな平和教育の実践の例を共有したりした。

これを受けて、現地広島で、5月17日に開催される予定の、表現芸術セラピーの手法を用いたワークショップを、当委員会が後援することになった。このワークショップは、笠井綾さん（表現芸術セラピスト）によるファシリテーション、平和教育地球キャンペーン中四国支部による主催である。

加えて、7月の当委員会主催のワークショップには、平和教育地球キャンペーン中四国支部をはじめとして、つながりを求めて下さる団体に後援・協力してもらうことが決定している。このようにして、徐々に、相互の関係性を構築・可視化し、実際の会合に参加していただくという自然な状況を作り出したいと願っているところである。関心をお持ちの向きは、ぜひとも、下記に問い合わせいただきたい。また、学会員の皆さんには、広島周辺の知り合い等に、ぜひとも広報をお願いしたい。

さて、以下に簡単に、7月ワークショップの概要を紹介しておきたい。「ヒロシマをめぐる＜コンフリクト＞」と題したこのワークショップでは、平和教育や被ばく体験の継承をめぐる過渡期ともいわれる現在の広島において、「ヒロシマ」をめぐるさまざまな課題に、クリエイティブで楽しい、しかし、正面からガツンと取り組

む。広島という地域性、いろいろな人たちによる「期待」の温度差、世代間の理解・知識の差、広島の内と外の差、教育現場におけるディレンマ、学校と行政の協力・せめぎ合いなどの、いろいろな＜コンフリクト（葛藤・対立・紛争）＞を扱うセッションを予定している。そのために、コンフリクト分析（マッピング）の手法、表現芸術セラピーの手法、そして、紛争転換の手法を用いる。

また、ワークショップの時空間を通して、平和を創造しようとする個人・団体どうしの交流を進め、現場の教師や、平和活動家、学生や研究者、アーティストなどさまざまな人たちの思いを共有し、相互にケアできる場としたい。

いつも設定が非常に難しい日時は、7月19日（日）12：30-14：30とし、分科会枠に充てることとした。どの時間帯をとっても何かとぶつかるので、苦肉の策ではあるが、学会の中に市民が入ってくる機会を提供すること、また、学会の中で当ワークショップが果たしている役割を認識してもらうことを重視した。また、子ども連れの参加を歓迎する。ただし、参加者みんなで子どもたちとも関わり合うことになる。豊かでクリエイティブなひと時をぜひ一緒にいただけたら幸いである。

問い合わせ先：

日本平和学会 平和教育プロジェクト委員会
 奥本京子（委員長）okumoto(a)wilmina.ac.jp
 （送信の際には(a)を@に置き換えて下さい）

（奥本京子）

エッセイ 平和研究あれこれ

住民投票に基づく民族の独立の歴史

吉川元（広島市立大学広島平和研究所）

ソ連とユーゴスラヴィアの連邦制の解体のきっかけとなった住民投票に基づく民族独立や領土併合の動きは、今や、その最終段階に入り、クリミアおよびウクライナ東部の住民投票と独立の動きに発展し、その後、スコットランド、カタロニアへと欧州に伝播している。グローバル化時代の今日、奇しくも領土国家の細分化のこうした動きは、いったい主権国家のみならず国民国家と領土国家の属性から成る西欧国際政治システムをどこへと誘おうとするのであろうか。

住民投票に基づく民族独立の手続き最初に考案したのは、管見によればソ連の建国の父であるレーニンである。レーニンは、第一次世界大戦勃発の直前に発表した論稿「民族自決について」において、民族自決とは「ある民族が他の民族の集合体から国家的に分離し、「自立した民族国家」を形成することを意味すると論じている。レーニンはまた別の論考「社会主義革命と民族自決権」において、民族自決権というものは、政治的民主主義の原則に基づく権利であり、民族の独立は住民投票という民主的方法で実現すると論じている。その後、四分の三世紀を経て、レーニンが提案した住民投票に基づく民族自決の手続きに沿ってソ連が崩壊するのであるから、なんとという歴史の皮肉であろう。

住民投票による民族自決の軌跡をたどってみよう。第一次世界大戦では、連合国による民族自決のプロパガンダは、戦争を勝ち抜く術として奏功し、その結果、民族自決は民族独立の政治原則となった。無論、すべての民族に自決が保障されたわけではなく、機会があれば独立をうかがっている民族があちこちに存在する。それに、マイノリティ保護の名目で人道的干渉がなされた歴史がある。それ故に戦争予防策として民族マイノリティ保護が国際平和の課題となったのである。

第一次世界大戦後には、民族問題が平和を脅かすとの一致した国際合意があった。内部脅威に対する戦争予防策としてマイノリティ国際保護体制が確立され、外部脅威に対して集団安全保障体制を確立して平和に備えた。一方、民族マイノリティ保護が国民統合の妨げや、人道的干渉の口実にならないように、関係当事国間で住民交換（実際には民族交換）と呼ばれる双方向の民族浄化を次善策として行われた事例もある。第一次世界大戦前後におよそ 500 万人もの民族が住民交換の対象となっている。

民族自決の原則は、住民投票による国境線変更にも応用された。その起源は、ヴェルサイユ条約において、特にドイツとその周辺国との国境線の画定方法として住民投票を勧めたことにある。国境線が係争中の地域に関しては、住民がどちらの国に帰属するかを住民投票によって住民自身の選択に任せられた。ヴェルサイユ条約のもとでの最後に行われた住民投票は 1935 年にフランスとドイツの国境のザールラントの帰属をめぐって行われ、同地は圧倒的多数の賛成票によってドイツに帰属することになる。ヴェルサイユ条約で禁じられていたドイツによるオーストリアの併合も、住民投票の圧倒的多数の支持の下に行われている。

平和志向で世界が一つにまとまっていた 1920 年代が終わり、国際関係が緊張する 1930 年代に入ると民族マイノリティ保護制度は、事実上、機能不全に陥る。その

中で民族マイノリティ保護の精神を領土拡張に利用する知恵者が現れた。ドイツのヒトラー政権である。ドイツは、チェコスロヴァキアのズデーデン地方のドイツ系住民の保護を名目に、当地の割譲を迫り、ミュンヘン会談でついにズデーデンの割譲に成功した。その後、ドイツはポーランドにも触手を伸ばし、やがて第二次世界大戦の火ぶたが切られる。

いったん戦争が始まるとポーランドやチェコスロヴァキアのドイツ系住民は「第 5 列」（同調者）となって利敵行為に走った。ドイツ軍の手引きとなってドイツ軍の占領政策に協力した。マイノリティ保護が逆手に取られ、領土拡張の口実となったというミュンヘンの教訓は、その後、国連の国際平和秩序の構想において、国際社会が民族問題を考える根拠となる。

第二次世界大戦後には、国連はカシミールの帰属をめぐる紛争解決策として住民投票の実施を提案したが、結局、インドの反対で実施されずにきた。ところが冷戦の終結と時を同じくして、まず一党独裁の多民族国家で住民投票が復活した。ソ連およびユーゴスラヴィアの分離独立の際に分離独立の賛否を問う住民投票を実施し、しかもそれをきっかけに両国は民族紛争に陥った。

ソ連で実施された住民投票は、住民投票法に基づいて行われている。ソ連は、もともと民族自決の原則に基づき、15 共和国の民族単位の連邦制国家であった。しかも、ソ連憲法には連邦からの共和国の分離権が認められていた。ところがゴルバチョフ政権になって自由化が始まり、バルト三国の独立の動きが勢いづいたことから、ゴルバチョフは対抗措置として住民投票法を導入した。バルト三国にはロシア人の比重の多さ、連邦制の存続を希望する者の多さからして、住民投票を行えば、所定の多数の得票率が得られないことは自明であったからである。ところが意外にも他の連邦構成共和国が次から次へと住民投票を実施し、独立を宣言し、ついにソ連が崩壊したのである。同じころスロヴェニアとクロアチアを皮切りにユーゴスラヴィアでも住民投票が実施され、それに続いて独立宣言がなされたことから、独立を抑え込もうとする連邦軍との間にユーゴスラヴィア戦争が勃発する。

独立を問う住民投票は、その後、連鎖反応を起こし、世界各地で実施されている。アジアでは東ティモールで、アフリカでは、エリトリアおよび南スーダンで住民投票が実施されている。エリトリアと南スーダンの分離独立の事例は、植民地時代の境界線を国境とするという OAU 原則から逸脱するものであり、こうした住民投票による国境線の画定は、今後、先例となってアフリカ各地の分離主義の動きに拍車がかかるものと予想される。分離独立を問う住民投票は、国民統合に失敗した国で行われており、しかも住民投票がきっかけとなって民族紛争へと発展し、しばしば民族浄化をもたらす惨劇につながった。住民投票は多数派民族の夢をかなえる点で民主的な方法ではあるが、新たな民族の自決の中で安全保障ディレンマに陥った民族マイノリティのさらなる民族独立を誘うことにもなる。アジアとアフリカの行方はどうなるのか。グローバル化が進む黄昏の西欧国際政治システムの行く末に、はたしてどのような国家像を想像すればよいのか。

日本平和学会第21期役員一覧

(2014年1月1日～2015年12月31日)

【執行部】

会長：佐々木寛
 副会長：我部政明 竹中千春
 企画委員長：君島東彦
 編集委員長：小田博志
 広報委員長：堀芳枝
 国際交流委員長：古沢希代子
 学会賞選考委員長：遠藤誠治
 平和教育プロジェクト委員長：奥本京子
 「3・11」プロジェクト委員長：蓮井誠一郎
 戦後70年プロジェクト委員長：島袋純
 将来構想プロジェクト委員長：黒田俊郎
 事務局長：浪岡新太郎

【理事】 ※50音順。*は地区代表者。

北海道・東北 小田博志 *清末愛砂 鳴原敦子
 関東 阿部浩己 石田淳 *内海愛子 遠藤誠治 大橋正明 勝俣誠 酒井啓子 篠田英朗
 高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗
 船田クラークセンさやか 古沢希代子 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹
 中部・北陸 黒田俊郎 *児玉克哉 佐伯奈津子 佐々木寛 山田哲也
 関西 秋林こずえ 奥本京子 *木戸衛一 君島東彦 土佐弘之 峯陽一 山根和代
 ロニー・アレキサンダー
 中国・四国 *佐渡紀子 高橋博子
 九州 大平剛 *木村朗
 沖縄 我部政明 島袋純 *高良鉄美

【監事】 磯村早苗 佐藤幸男

【委員会】 *は委員長

企画委員会 秋林こずえ 五十嵐誠一 萩原能久 長有紀枝 勝間靖 川崎哲 *君島東彦 金敬繁
 五野井郁夫 清水奈名子 藤岡美恵子 船田クラークセンさやか 毛利聡子
 編集委員会 *小田博志 黒崎輝 佐藤史郎 福武慎太郎 藤田明史 松元雅和
 広報委員会 浅川和也 阿部浩己 内田みどり 上野友也 木村朗 *堀芳枝 山田哲也
 国際交流委員会 李泳采 池尾靖志 清末愛砂 長谷部貴俊 *古沢希代子 松野明久
 学会賞選考委員会 *遠藤誠治
 平和教育プロジェクト委員会 *奥本京子
 平和博物館担当 杉田明宏 暉峻僚三 福島在行 山根和代
 平和教育及びワークショップ普及担当 上杉勇司 片野淳彦 ロニー・アレキサンダー
 「3・11」プロジェクト委員会 藍原寛子 鳴原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 *蓮井誠一郎 平井朗
 戦後70年プロジェクト委員会 *島袋純
 将来構想プロジェクト委員会 石田淳 近江美保 *黒田俊郎 佐渡紀子 前田幸男

事務局

*浪岡新太郎 吉澤文寿

【40周年企画ワーキンググループ】 *はワーキンググループ主任

『平和研究20の論点』ワーキンググループ

*遠藤誠治 黒崎輝 佐伯奈津子 高原孝生 墓田桂 山田哲也

『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』ワーキンググループ

*石田淳 内海愛子 我部政明 東大作 最上敏樹

日本平和学会分科会及び分科会代表者一覧

(2015年4月25日現在)

| | |
|-------------|--------------------|
| ①平和学の方法と実践 | 責任者：遠藤誠治 |
| ②憲法と平和 | 責任者：君島東彦 |
| ③アジアと平和 | 責任者：日下部尚徳 |
| ④植民地主義と平和 | 責任者：佐伯奈津子・藤岡美恵子 |
| ⑤軍縮・安全保障 | 責任者：黒崎輝 |
| ⑥アフリカ | 責任者：篠原収・藤本義彦 |
| ⑦環境・平和 | 責任者：平井朗・嶋原敦子 |
| ⑧平和教育 | 責任者：杉田明宏 |
| ⑨ジェンダーと平和 | 責任者：秋林こずえ |
| ⑩平和文化 | 責任者：鈴木則夫・渡辺守雄 |
| ⑪発展と平和 | 責任者：原田太津男・佐藤元彦 |
| ⑫難民・強制移動民研究 | 責任者：小泉康一 |
| ⑬非暴力 | 責任者：片野淳彦 |
| ⑭グローバルヒバクシャ | 責任者：高橋博子・竹峰誠一郎 |
| ⑮平和と芸術 | 責任者：福島在行 |
| ⑯公共性と平和 | 責任者：横田匡紀 |
| ⑰ジェノサイド | 責任者：石田勇治 |
| ⑱平和運動 | 責任者：清水竹人・木村朗 |
| ⑲戦争と空爆問題 | 責任者：荒井信一・伊香俊哉・前田哲男 |
| ⑳琉球・沖縄 | 責任者：松島泰勝 |

分科会責任者連絡会議世話人 平井 朗 (2015年12月まで)
同 副世話人 原田太津男 (2015年12月まで)

*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 21 No. 3 (2015年4月25日発行)

発行所：日本平和学会第21期事務局

明治学院大学国際学部国際学科 浪岡新太郎研究室
〒244-8593 横浜市戸塚区上倉田 1518
e-mail:psaj@prime.meijigakuin.ac.jp

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会
委員長：堀芳枝 編集担当：内田みどり・上野友也